

平成30年第1回大分県議会定例会
予算特別委員会会議記録（第4号）

1 委員会を開催した年月日、時刻及び場所

平成30年3月19日
 午前10時 から
 午後 2時41分まで
 本会議場において

2 出席した委員の氏名

委員 長	衛藤 明和
副委員 長	毛利 正徳
志村 学	木田 昇
麻生 栄作	羽野 武男
衛藤 博昭	二ノ宮健治
森 誠一	守永 信幸
大友 栄二	藤田 正道
吉富英三郎	原田 孝司
井上 明夫	小嶋 秀行
駕海 豊	馬場 林
木付 親次	尾島 保彦
古手川正治	玉田 輝義
土居 昌弘	平岩 純子
嶋 幸一	久原 和弘
油布 勝秀	戸高 賢史
濱田 洋	吉岡美智子
元吉 俊博	河野 成司
末宗 秀雄	荒金 信生
御手洗吉生	堤 栄三
近藤 和義	桑原 宏史
阿部 英仁	三浦 正臣
後藤慎太郎	

3 欠席した委員の氏名

なし

4 出席した委員外議員の氏名

なし

5 出席した県側関係者

財政課長	佐藤 章
.....	
生活環境部長	柴田 尚子
生活環境部理事兼審議監	堤 健一
生活環境部理事兼防災局長	神 昭雄
生活環境部審議監兼 人権・同和対策課長	池辺 伸一
防災局危機管理監	梶原 正勝
生活環境部参事監兼 食品・生活衛生課長	佐伯 久
消費生活・男女共同参画プラン課長兼 県民生活・男女共同参画課長	後藤 素子
生活環境部参事監兼 生活環境企画課長	藤本 哲弘
生活環境部参事監兼 循環社会推進課長	森下 昌勅
うつくし作戦推進課長	梶原 浩
自然保護推進室長	山崎 吉明
私学振興・青少年課長	森高美代子
環境保全課長	中西 健二
防災危機管理課長	牧 敏広
防災対策室長	田邊 隆司
消防保安室長	神志那貴雅
生活環境企画課総務企画監	御沓 稔弘
.....	
商工労働部長	神崎 忠彦
商工労働部審議監	広沢 稔
工業振興課長	工藤 正俊
商工労働部参事監兼 商工労働企画課長	大友 進一
経営創造・金融課長	富田 一弘
情報政策課長	田北 正宏
商業・サービス業振興課長	森山 成夫
企業立地推進課長	河野 哲郎
雇用労働政策課長	後藤 豊
産業集積推進室長	稲垣 守
商工労働企画課総務企画監	藤井 正直
商工労働企画課産業企画監	佐藤 元彦
情報政策課参事	安藤 善之
商業・サービス業振興課	八坂 悦朗

販路対策監

雇用労働政策課雇用労働政策監 馬場真由美

企業立地推進課参事 渡辺 文雄

6 付託事件

第1号議案から第15号議案まで

7 会議に付した事件の件名

- ① 生活環境部関係予算
- ② 商工労働部関係予算

8 議事の経過

→…←
衛藤委員長 おはようございます。

ただいまから本日の委員会を開きます。

生活環境部関係予算

衛藤委員長 この際、付託された予算議案を一括議題とし、これより生活環境部関係予算の審査に入りますが、説明は主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

それでは、生活環境部関係予算について執行部の説明を求めます。

柴田生活環境部長 それでは、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部に関する予算について御説明いたします。

お手元の平成30年度生活環境部予算概要の1ページをお開きください。1ページでございます。ちょっと字が小さいんですけども、左上、生活環境部当初予算（一般会計）の概要でございますが、左上の予算のポイントの一つ目、おおいたうつくし作戦の推進では、基本方針のところにありますように、本県の豊かな天然自然や地域資源の保全と利活用促進に向けた取組や、資源循環社会の構築に向けた取組促進と災害時の迅速な廃棄物処理体制の構築を進めます。また、国民文化祭等の大規模イベントにあわせ、おもてなしの視点からの環境活動を推進します。

中ほどの2、安全・安心を実感できる暮らしの確立では、犯罪被害者等への支援のため、県民啓発や体制の強化を図ります。

また、HACCP導入等によるホテルや旅館、

飲食店の衛生水準の向上や食肉の対米輸出に向けた検査体制の強化を図るとともに、本年6月に開催する食育推進全国大会など、食育活動の普及啓発に向けた取組を促進します。

次に、ページの右上でございますが、3、災害に強い社会づくりと県土の強靱化による防災力の強化では、南海トラフ巨大地震など大規模災害に備え、実効性のある防災・減災対策を推進してまいります。

中ほどの4、男女が共に支える社会づくりの推進では、男女共同参画社会の実現を図るため、女性の活躍推進及び男女がともに働きやすい体制づくりを推進します。

5の人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進では、本年6月の住宅宿泊事業法の施行に伴い、住民の生活環境を守るため、指導體制を整備いたします。

6でございますが、生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造では、私立学校の児童生徒一人一人の能力や適性に応じた私学教育の充実を支援してまいります。

また、ひきこもりやニート等、社会的自立に困難を抱える若者とその家族を支援するため、支援体制の充実を図ってまいります。

次に、2ページでございますが、こちらは主要な事業の体系ですが、後ほど個別に御説明いたしますので、ここでは説明を割愛させていただきます。

次に、3ページのほうをごらんください。平成30年度生活環境部予算でございます。当初予算額は表の左から2列目、予算額（A）の上から3番目の計の欄、上から3番目の計の欄でございますけれども、110億1,308万2千円です。

次に、右から3列目の29年度当初予算額（B）の計の欄にあります104億2,327万5千円と比較いたしますと、額にして9億8,980万7千円、率にして約9.5%の増となっております。この主な要因は、災害対策本部等機能強化事業や動物愛護拠点施設建設事業などの増によるものでございます。

また、下の表でございますけれども、県予算

額に占める生活環境部の予算額の構成比でございます。30年度の当初予算額は、左から3列目の計の欄でございますように、1.8%で、その右の事業費では2.1%、人件費では1.1%となっております。

続きまして、当部の主要な主な事業について御説明いたします。

16ページをごらんください。16ページでございます。16ページ、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業費2,247万5千円です。この事業は、宮崎県や関係市町と連携して、昨年6月にユネスコエコパークに登録された祖母・傾・大崩地域の環境保全と、自然と共生した地域振興に取り組むものです。来年度は、推進協議会を中心として環境保全のための調査研究に取り組むとともに、オフィシャルアーティストであるDRAM TAOを活用した情報発信と登山道やキャンプ場の整備など、来訪者の受け入れ環境を整備してまいります。また、エコパークブランドを活用した地域振興を図るため、周遊体験ツアーやPRイベントを実施いたします。

次に、19ページをごらんください。19ページでございます。19ページの上のほう、上の……のおおいたうつくし作戦推進事業費1,722万4千円です。この事業は、美しい自然と快適な地域環境の将来の世代へ継承するため、まち・ひと・なかもづくりをテーマに、県民参加の活動を推進するものです。来年度は、うつくし作戦を牽引する新たな団体の設立を支援するとともに、国民文化祭の各地域のテーマに合わせて、県内各地の推進隊が環境の視点からのおもてなし活動を行うことにより、環境活動の活発化と来訪者に美しい大分をアピールしてまいります。

次に、30ページをお開きください。30ページ、上の欄でございますけれども、30ページ、犯罪被害者等支援推進事業費867万9千円です。この事業は、本年4月に施行する大分県犯罪被害者等支援条例に規定した基本的施策を着実に実行していくため、犯罪被害者等の置かれている状況に理解を深め、被害者等の二次

的被害の防止を図るとともに、援助を必要とする方々に寄り添った支援を行うものです。被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給する市町村に対して2分の1を補助するとともに、犯罪被害支援センターへ新たに支援コーディネーターの設置など、相談体制を強化してまいります。

次に、33ページをごらんください。33ページの下の方ですが、女性の活躍推進事業費、33ページです。1,097万4千円でございます。この事業は、女性活躍推進宣言を行う企業の拡大に取り組むなど、女性の活躍推進と男女がともに働きやすい社会の実現を推進していくものです。来年度は、右の欄のほうの上のマル特とありますけれども、事業主の人材育成と働く女性のキャリア形成を支援するため、事業所にキャリアコンサルタント派遣を実施するとともに、下のほうのマル特ってありますけれども、女性の就労等、社会参画を促進するためのエンパワーメント支援としてセミナーや個別相談を実施いたします。

次に、40ページから41ページにかけてでございます。40、41ページでございます。私立学校に通う児童生徒の保護者の負担軽減や、学校法人への支援などを行う私学振興に係る予算総額は、41ページの一番下にありますとおり、30年度は左から2番目でございますけれども、30年度、54億7,194万円で、一番右の今年度予算額と比較しますと、1億6,512万3千円の増額となっております。

主な事業を御説明いたします。

まず、40ページのほうの一番上、私学振興費35億7,344万5千円です。本事業は、公教育の一翼を担う私立学校の教育条件の維持向上と、学校経営基盤の健全性を確保するほか、学力やスポーツ、就職など、各分野での特色ある学校づくりを支援するため、学校法人に対し、運営費の一部を助成するものです。

次に、41ページのほうでございますが、41ページの2番目、私立高等学校授業料減免補助事業費1億2,673万5千円です。この事業は、私立高校生の保護者の経済的負担を軽減

するため、授業料の減免を行う学校法人に助成を行うものです。来年度は、国の新しい経済政策パッケージにおける私立高校授業料無償化の動きに先駆け、授業料が実質的に無償となる世帯を、これまでの県独自の補助では年収約250万円未満であったものを、これを年収約350万円未満の世帯まで拡充するとともに、学校法人への補助率も、これまで2分の1であったものを10分の10に拡充し、学校法人の負担をなくします。

次に、47ページをごらんください。47ページでございます。一番下のおおいたの食育ステップアップ事業費3,743万8千円です。この事業は、食育の意義や目的について県民の理解を深め、行動を促すため、普及啓発や人材の掘り起こしなどを行うものです。来年度は、本年6月23、24日に第13回食育推進全国大会を大分市で開催することとしております。

次に、51ページをお願いします。51ページの上から2番目ですけれども、動物愛護拠点施設建設事業費6億1,777万8千円です。これは、来年の2月に開所を予定しております動物愛護拠点施設の建設に要する経費でございますが、この施設の建設とあわせて、その上の欄の動物愛護共同推進事業費1,917万1千円の中で、ホームページの開設やイベントの開催により機運の醸成を図るとともに、運営体制を整備してまいります。

次に、74ページをごらんください。74ページでございます。74ページの上から2番目、地域防災力向上支援事業費2,694万4千円です。この事業は、地域における自助・共助のかなめとなる防災士の養成と、そのスキルアップに取り組むなど、市町村や関係機関と連携し、地域防災力の向上を図るものです。来年度は、防災アドバイザーの派遣回数拡充や、また、避難訓練等の実施が困難な自治会等に対し、訓練の計画から実施までを直接支援する訓練押しかけ支援隊の派遣などを行います。

次に、76ページをごらんください。76ページ一番下でございます。災害対策本部等機能強化事業費4億1,076万1千円です。こ

の事業は、大規模災害時に災害対策本部体制のより円滑な運営を確保するため、防災センターを本庁舎6階に移転するものです。31年度末の移転完了を予定しており、本年4月から工事を段階的に行い、本部会議室、総合調整室等を同一フロアに集約するとともに、ICT技術を用いたオペレーション機能の高度化を進めてまいります。

次に、77ページをごらんください。一番上ですけれども、災害対応支援システム構築事業費1億4,818万5千円です。この事業は、災害時における正確な情報の収集と共有を迅速に行うため、スマートフォン等を有効活用して現場から被害状況等を直接送信し、関係機関に共有できる新たなシステムを構築するとともに、県民等へ避難所情報等を分かりやすく提供できるよう、防災アプリの開発を行うものです。あわせて、罹災証明の発行等を迅速に行えるよう、全市町村共通の被災者台帳システムを構築いたします。

次に、82ページでございます。82ページの上から2番目、消防学校教育力強化事業費4,003万9千円でございます。この事業は、大規模災害等に備え、最前線で活躍する消防職員が安全、迅速、的確に救急救命活動等を行えるよう、消防学校における教育力を強化するものです。消防学校の教育訓練内容について、より実技重視の内容とするとともに、蘇生訓練用シミュレーター人形など訓練用の資機材を整備し、即戦力となる救急隊員を育成してまいります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は、挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔明瞭に答弁願います。

事前の通告者が11名おります。時間も限られておりますので、円滑な進行に御協力願います。

それでは、順次指名してまいります。

桑原委員 予算概要49ページ、食品・生活衛生課所管事業、民泊の安全・安心確保事業について質問いたします。

本事業は、今年6月に住宅宿泊事業法が施行されるのに伴い、民泊利用者及び周辺住民の安全と安心を確保するため、民泊監視員2名を設置し、事業者への調査や指導を行うとありますが、具体的にどのように調査するのでしょうか。御説明ください。

佐伯生活環境部参事監兼食品・生活衛生課長
民泊の安全・安心対策事業費についてお答えいたします。

住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業者に対しまして、一つ目といたしまして、宿泊者1人あたり3.3平方メートル以上の床面積の確保など宿泊者の衛生の確保、二つ目に、非常用照明器具を設けることなど宿泊者の安全の確保、三つ目に、周辺地域への悪影響を防ぐため、騒音や火災の防止、ごみ処理に関し配慮すべき事項の説明、四つ目に、宿泊者名簿の備えつけ、五つ目に、家の入り口や玄関など見えやすい位置での標識の掲示等の措置が義務づけられておりますので、これらの措置が適切に遂行されているかどうか現地調査で確認をいたしまして、必要に応じて指導を行ってまいります。

なお、民泊監視員につきましては、食品・生活衛生課に非常勤職員2名を配置をいたしまして、インターネット等で届け出のありました住宅宿泊事業届け出書の審査を行いまして、新規の届け出住宅につきまして、全て現地調査を行い、さきほど述べました五つの項目につきまして確認を行います。

また、定期監視のほか、苦情や相談等にも対応してまいります。以上でございます。

桑原委員 それに加えて、私が聞きたかったのは、2人でどれだけの数を回るのか。その順番とか、今、苦情があったら、それにも対応するという事だったんですけれども、どういう、何ていうかな、もう全部シラミ潰しに行くのか。苦情とか住民からあったものに対応して、その都度行くのか。そういうところを教えていただけませんか、件数とか。

佐伯生活環境部参事監兼食品・生活衛生課長

これまで、3月の15日から届け出制が始まりましたけど、今朝の時点では、まだ大分県内では届け出はございません。しかしながら、これまで民泊サイトですね、いわゆる大手の民泊サイトがございますが、こういったところで届け出が出てるのが大分県内で約300件程度ございますので、こういったところが今から徐々に届け出が出てくるだろうというふうに想定をしております。

民泊監視員につきましては、4月1日以降、配置をすることにしておりますので、届け出があった施設から順次立入調査をいたしまして、さきほどの項目を確認、指導をしていきたいというふうに考えております。以上です。

桑原委員 300件、今、現状ということなんですけれども、今後、非常に増えていくことも予想されると思いますので、その際に、やっぱり効果的な監視とか指導をどうすればいいかというところなんですけれども、単に今後、近隣の方からの苦情とかいうのを待つということだけではなくて、例えば、さきほどおっしゃいました大手の仲介業者ですね、Airbnbとか、そういうところのレビュー等々を参考にさせていただければと思います。このレビューとか、ほかにもいろいろありますから、これ人力でそれを一つ一つ調べるっていうのは大変なんですけれども、ウェブ上のあらゆるサイトをルールに基づいて巡回し、自動的にデータベース化するプログラム、いわゆるクローラとかボットとかいうものがあります。これは、ウェブをこれらに巡回させれば、登録した事業者に対する評判を自動的に収集することができますし、無登録業者に関するうわさとかの情報収集も可能です。これだと、近隣の方っていうよりも、また、この利用者の評価も直に見えますので、いいかなと。ただ、この書き込みが正しいかっていうのは、それも一般の方のことなんで、保障はないんですけれども、これらの情報を基にデータを絞って重点的な調査を行うことで、監視業務を効果的に行えるのでないかと考えますが、この提案に対するお考えをお聞かせください。

佐伯生活環境部参事監兼食品・生活衛生課長
 貴重な御提言ありがとうございます。今、桑原委員の言われましたいろんな方法につきましても、今、私も、いろいろ情報を収集しているところがございます、まだ具体的にこれからどういう方法でやっていこうかというところまでには至っておりませんので、人力だけじゃなくて、ああいう提案のあったような項目についてもぜひ検討しながら、効率的に進めてまいりたいと思います。

土居委員 おはようございます。

予算概要の16ページ、祖母・傾・大崩ユネスコパーク推進事業費であります。さきほど部長の説明から、オフィシャルアーティスト、TAOだということが分かりました。TAOを活用した動画ということですが、どういうふうにされるのか、お伺いします。

それから、これ以外、例えばインターネットとかSNSを使った情報発信、今後どのようにしていくのか、伺います。

それから、登録エリア整備事業ですね。杵臼地域の活性化を図るため、関係市と連携し、普及啓発していくということで、このPRイベントの内容についてお伺いします。

山崎自然保護推進室長 ユネスコエコパークのオフィシャルアーティストを活用した情報発信についてということで、昨年6月に祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録を受けまして、竹田市を拠点に世界的に活動し、国内外への強い情報発信力を持つDRAM TAOを大分県ユネスコエコパークオフィシャルアーティストに任命いたしました。その一環として、TAOによるエコパークのPR動画を作成しております。この動画は、全国のTAOツアーライブ約30公演や東京で行われましたJTB企画イベントでの50公演のときに上映されるなど、積極的に活用をいたしております。その他、YouTubeによる配信や、エリア内で開催されるさまざまなイベント等においても活用しております。現在、第2弾といたしまして、例えば竹田市の竹楽を盛り込んでいる、そういった各地の魅力的なイベントを盛り込んでいる動画も

作成しております。来年度も引き続き、TAOの全国ツアーライブや毎年延べ1万人を集客するTAOの夏フェス等で上映をしています。

それと、2番目の御質問で、インターネット、SNSを活用した情報発信でございますけれども、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会ではホームページとフェイスブックを開設し、情報発信をしております。ホームページでは基本的な情報を発信し、フェイスブックではタイムリーな情報を発信しております。例えばホームページでは、ユネスコエコパークの仕組みや祖母・傾・大崩の特徴を掲載し、フェイスブックでは、四季折々の自然や各地でのシンポジウムの情報を発信しております。

それと、3番目の豊肥振興局の地域課題・・・事業でございますけれども、このPRイベントについてですが、JRの大分駅前ユネスコエコパークの自然や伝統を感じるステージイベントやワークショップを実施し、アウトドア志向のファミリー層などを中心に、ユネスコエコパークに触れる機会をつくって誘客の推進を図りたいと思っております。以上でございます。

土居委員 ありがとうございます。TAOを起用するというので、大変ありがたいんですけども、TAOといえば久住というイメージありますよね、雄大な久住。やはり繊細な祖母・傾・・・にどう結びつけるのかなという思いもありますが、TAOとか大分駅でのPRイベント、やはりこれまでずっと地域の皆さんが一生懸命これ取り組んでくれました。やはり地域の皆さんを巻き込んでやっていただきたいなと思います。竹田市では、祖母山麓自然・人共生空間整備プロジェクト実行委員会とか、岡の里事業実行委員会とか、大分大学の皆さんも手伝いに来てくださってます。いろんな皆さんを活用して、盛り上げていただきたいなと思ってます。もうよそで、よそがやるわというような雰囲気があるけど、やはり地域と一緒に盛りが上がっていかないといけないと思うので、その辺はどのように考えていますでしょうか。

山崎自然保護推進室長 TAOの本拠地は確かに久住でございますが、久住も竹田市でござい

まして、国内外への強力な発信ということで管内見たときに、やはり海外のツアーライブ等、北米とかヨーロッパコースとか、今年はシンガポール、今年度はですね、やっぱりして、やはり日本の和太鼓という文化と一緒に、これは祖母・傾、動画を見ていただければ分かりますけれども、佐伯とか豊後大野、それと竹田の本当に自然のすばらしさをTAOの軽快なリズムと一緒に発信しており、非常に評判が実はいいです。だから、竹田、久住ではありますけども、やっぱり大分の自然を効果的に海外に、また、国内に発信するには、やっぱりTAOが一番適当なのかなというふうに考えております。

それと、竹田は、さきほど土居委員がおっしゃったように、地域での活動が本当に盛んでございます。岡の里プロジェクトの方とかMMS 21の方とか、非常にトレッキングコースをつくったり、活動されておりますので、そうしたのをやはり意見を振興局等、竹田市等から吸い上げまして、やる方法と、あと、大分県の推進協議会ですね、これは実は宮崎県と大分県と統合した推進協議会をつくったんですけども、まだ大分側でいろんなそういった吸い上げ、地元意見の吸い上げもあるとして、実は大分県の推進協議会をまだ残しております。こういった場では、さきほどの岡の里の方とか、あと、ナウヨギだったですかね、そういった方も入って、いろんな意見が出ますので、そういったところを通じて、連携してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

土居委員 ぜひこれまで取り組んできてる地元の皆さん巻き込んで、PRしていただければなと思います。これ竹田市だけではありません。豊後大野市も佐伯市もそうです。よろしくお願ひいたします。

堤委員 ありがとうございます。

予算概要書49ページ、民泊ですね、さきほど、若干かぶりますけども、外国人旅行者がここ最近やっぱり増えてきて、民泊での問題が顕著になってきております。というのが、いろんな報道の中でも、大分県は規制をする条例は制定をしないというふうなことを言っております

けども、この事業法の施行要領第18条の中でも規制のための条例制定というのは認められておりますけども、大分県はどうしてそういうふうに規制の条例をつくらないのかなというのが1点と、事前申請がゼロ件と、さっき報告がありましたけども、その前にあった相談会、これの100件近く何か相談あったということなんだけども、どういうふうな業種の方とか、または、市区町村、ああ、区はないな、市町村、大分市は多分、大分、別府が多いのかなと思うんですけども、どういう市町村のばらつきというか、相談が来てる市町村が分かれば、教えてください。

30ページは、犯罪被害者の関係ですね。これさきほど説明がありましたけども、各市町村で多分3月議会で議論されて、決定されるのかと思うんですけども、今、全市町村でこれは基本的に制定をする、支給をする方向だと思うんですけども、その現状及び検討状況が分かれば、教えてください。

70ページの同和対策推進事業、これ毎回聞いてますけども、820万円、これ増減がほとんどないというような状況ですけども、差別事象、実際にあった差別事象はこの1年間、何件あったのかということをお聞ひください。

74ページの原子力防災対策の関係ですね。これ県の市長会が緊急時の情報入手経路について議論しておりますけども、県としての考えはどうかと。四国電力かな、ぜひ直接連絡をとったほうがいいと思うんですけども、再度それについての考えを。また、県内の内陸6市町は原発事故に対する防災計画が未整備というふうに報道されておりますけども、現状はどうかということ。

最後に、被災住宅の再建のための国の生活再建支援制度と県の住宅再建支援制度の支援制度では、九州北部豪雨は申請数と支給済みの世帯数が一緒になってるんですけども、ただ、台風18号被害では、国の制度では、13世帯中9世帯が支給済みと。県でも、1,328世帯中1,318世帯が支給済みというふうになってるんですね。この未支給という理由は何かと。

今回の災害を受けて、支援制度も拡充等は必要というふうに思うんですけども、それについて何か検討されてれば、教えてください。以上です。

佐伯生活環境部参事監兼食品・生活衛生課長
民泊の安全・安心確保対策事業費についてお答えいたします。

住宅宿泊事業法施行令では、事業の実施を制限する区域及び期間の指定は、住宅宿泊事業に起因する騒音等、生活環境の悪化を防止することが特に必要である区域において、特に必要である期間内で行うこととされております。ガイドラインにおきましても、この法律は全国的に健全な民泊サービスの普及を図ることを目的としておりますので、過度な制限は課すべきではないということや、ゼロ日規制や県全域などの広範な地域での規制は法の目的を逸脱するということが示されております。

また、県内での民泊に関する苦情は、昨年度からこれまで2年間に12件でございまして、全て無許可営業に関する苦情でありまして、さきほど言いました施行令で定める条例制定の基準を満たすほどの生活環境の悪化はないというふうに見ております。まずは民泊監視員を配置いたしまして、事業者が法令を遵守してもらうための監視、指導を徹底することによりまして、宿泊者と周辺住民の安全と安心を確保してまいりたいと考えております。

もう1点、先般行いました説明会や相談についてでございますけども、まず、業種につきましては、不動産関係の方、それから、金融機関の方、それから、個人で民泊をやろうというふうに思われている方、こういった方が中心でございまして、市町村別で見ますと、別府市、大分市、由布市、こういった方々が多いという状況でございます。以上でございます。

後藤消費生活・男女共同参画プラザ所長兼県民生活・男女共同参画課長 犯罪被害者等支援推進事業について説明をいたします。

犯罪被害者等への見舞金の関係でございますが、犯罪被害に遭った直後において、経済的に困窮する被害者や遺族の方々に、その当面の生

活の支援が強く求められてるところでございます。そういったことから、今年度、県は市町村とともに、見舞金の制度の実施に向けて検討を行ってまいりました。県では、被害者等が県内のどの市町村においても一律に同程度の支援が受けられるように、全国で初めて、見舞金を支給する市町村に対して支給額の半額を補助するための予算を本議会に提案したところでございます。これを受けまして、県内の全ての市町村においても、平成30年度当初から見舞金制度が実施できるよう検討が行われているところでございます。以上です。

池辺審議監兼人権・同和対策課長 同和対策推進事業委託料でございますけども、地域住民の生活に関連する相談に関する事、地域住民の自立意識の向上及び啓発活動に関する事、生活相談や自主活動のための担い手を養成する自立活動基盤整備に関する事、この三つの事業を委託するもので、金額につきましては、これら三つの事業について計画している事業内容等を勘案し、必要な額を計上しているところでございます。

差別事象につきましてでございますが、平成28年度の法務省人権侵害事件統計によりますと、大分地方法務局が人権侵害事件として取り扱ったものの中に同和問題による差別待遇に分類される事件はありませんけれども、ただ、やはりこの同和問題による差別待遇に関連してだと思われましても、相談件数は7件あったというふうになってございます。

また、当人権・同和対策課が把握してる中で、今年度でございますけども、県内で少なくとも4件の差別事象等があったことを把握しております。

なお、平成25年度の人権に関する県民意識調査の中の同和問題の設問において、同和地区住民に対する差別意識を持った人がいると思いますかという質問に対する回答は、持っている人がいる、持っている人はまだ多いの合計が42.0%となっているところでございます。以上でございます。

牧防災危機管理課長 委員から、原子力防災対

策と被災者住宅再建につきまして質問がございました。

まず、原子力防災対策におきまして、四国電力から直接情報を得るべきではないかということですが、万一の事故の際に重要なことは、県民の安全・安心の確保のために有用な情報を迅速に得るといことが必要でございます。事故後の錯綜した状況の中で四国電力に問い合わせができるのは、国の防災基本計画によりまして、原子力規制庁及び愛媛県と伊方町、30キロ圏内の山口県に限られているところでございます。そのため、本県では、平成23年9月に、愛媛県から異常通報事象について迅速に情報が入るよう確認書を交わしたところでございます。愛媛県からの情報は、発電所の事故情報に加えまして、国からの要請、指示事項や愛媛県の防護対策など、本県が応急対策を講じる上で極めて有用であるというふうに考えております。電力会社から直接情報を得るべきとの意見も承知しているところでございますが、本県といたしましては、愛媛県から情報を得ることが最善の方法であると考えているところでございます。

次に、原発に係る市町村地域防災計画についてでございます。

国の防災基本計画では、原子力発電所からおおむね30キロメートルでの重点区域を目安といたしまして、自治体はその自然的、社会的周辺状況等を勘案いたしまして、地域防災計画に原子力災害対策を盛り込むこととしております。基本的には、大分県内の市町村は計画に盛り込む必要はございません。

なお、委員から発言のありました内陸6市町のうち、由布市が本年1月に計画に盛り込んだところでございまして、あとの5市町につきましては、検討しているということをお聞かせしております。

続きまして、被災者住宅再建支援制度についての質問でございます。

被災者再建支援におきまして、申請数と支給済み数に差があるということですが、水害対策会議資料におきまして、本年2月12

日現在における申請件数及び支給済み件数を取りまとめたものでございますので、その時点におきまして、申請を受理しているものの事務手続中により支給まで至っていないものがありますので、申請と支給済み件数が一致しないというものでございます。

次に、制度の拡充についてでございます。

国の制度では、被災世帯数の縛りや大規模半壊以上を対象としておりますが、県の災害被災者住宅再建支援事業では、国の制度の対象とならない半壊や床上浸水まで拡大いたしまして、被災世帯が早期に生活再建を図られるよう支援しているところでございます。昨年7月の九州北部豪雨や9月の台風第18号では、床下浸水や一部損壊の判定を受けた世帯におきましても、中には床下の泥出しとか修繕などの人手や費用を要し、御苦労があるということは承知しておりますが、現在の制度において対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

堤委員 まず一つは、民泊の関係です。

確かに、日常生活に非常に騒音とか、いろんな問題が出てきたときの規制というふうなことなんでしょう、別府と大分と由布市が申請、相談に来てるっていうことで、そこから出てくる可能性も十分あるわけですよね。そういうところでそういう日常生活に支障が出るような事案が多発した場合には、こういう条例も検討はするという認識でよろしいですね。それを再度。

それと、犯罪の関係で、これももう全市町村一緒ということやね、金額的には、この金額が分かれば、ちょっと教えて。

それと、差別事象の関係。これ法務局の人権の相談はゼロだけでも、関連が7件あったと。大分県の差別事象が4件多いと一応聞いてると。主なものでいいから、その主なものの一つ、どういのかっちゅうのをちょっと教えてください。

支援制度は、またこれから議論していきますから、今日はいいですわ。

以上、お願いします。

佐伯生活環境部参事監兼食品・生活衛生課長
民泊の条例につきましては、今、堤委員の言わ

れるように、この問題が法律に照らして、法律に合致するような条件になれば、当然大分県としても条例化を検討してまいりたいというふうには考えてます。

後藤消費生活・男女共同参画プラザ所長兼県民生活・男女共同参画課長 見舞金の額でございますが、基本的にはそれぞれの市町村が決定するものではございますけれども、今のところ、遺族見舞金は30万円、重傷病見舞金は10万円ということで協議をしているところでございます。大分県としましては、その半額を補助しますので、遺族見舞金は15万円、重傷見舞金は5万円を補助の上限とするという、そういうことで進めてまいりたいと考えております。

池辺審議監兼人権・同和対策課長 差別事象で1件だけ御紹介をいたしたいと思うんですけども、ちょうど昨年4月でございました。今、県内の市町村を挙げて移住担当のところはもう移住促進ということで頑張っておられるわけでございますけれども、そのある市の移住窓口に移住の先の住宅に関する問い合わせがございましたけれども、その問い合わせが一通り終わった後に、ところで、そのこの地区のすぐそばに同和地区はないだろうなというふうな問い合わせがございまして、その辺の適切な対応について各移住担当窓口のほうに徹底をお願いしたところでございます。以上でございます。

小嶋委員 私からは、関連含めて2件になります。よろしくをお願いします。

一つは、77ページの災害対応支援システム構築事業です。

部長の説明はありましたが、いまして詳細なイメージアップをお願いしたいと思います。これ6階に移築するのに、一緒につくるんですかね。情報機器をずっと並べてということで、常設の新システム構築になるんだと思うんですが、そういうイメージをもう少しイメージアップいただきたいと思いますのと、あと、アプリの、何かアプリをつくるということでしたが、どういったものになるのかということと、あと、台帳システムのデータベースの構築などについてはどのように考えられるのかということです。

それから、2点目は、今回の予算書を見ますと、従来、防災活動支援センターに委託をしていたと思うんです。それがちょっと姿が見えなかったもので、その計上はあるかどうかについてお尋ねします。

田邊防災対策室長 御質問の2点についてお答えいたします。

まず、災害対応支援システム構築事業費に関してでございます。

部長のほうからも御説明申し上げましたとおり、一昨年熊本地震の検証報告の中でも、この支援システムの検討ということであげさせていただいております。それを基に、一昨年10月から、県、それから、全市町村とともに検討会議を設置して、この支援システムの内容について検討を重ねてまいりました。現行の防災システム、防災GISシステムにかわる新しいシステムとして、大きく次の三つの機能を新たに加えることといたしております。一つは、災害対応職員が現場からリアルタイムで情報を送信できるよう、スマートフォン、あるいはモバイルの端末にもこういう送信機能を持たせることでございます。それから、2番目といたしまして、送られてきた災害の情報、これは写真でありますとか地図、そういったものも付加している情報であります。この情報を現在は県と市町村で防災センターのほうで共有するというのをやっておりますが、自衛隊や関係機関などとも同時にそういった災害情報を共有できるようにしていくということでございます。それから、三つ目として、御質問にもございましたが、県民等向けの防災アプリを開発いたします。このアプリは、各スマートフォンやタブレットのGIS機能と連動させた形にいたしまして、災害情報に基づく土砂災害警戒情報、あるいは危険度の情報であるとか、自分が今いる場所でのお近くの避難所への経路等をこのアプリを通じて素早く提供するというのと、もう一つは、このアプリについては多言語化を検討しております。外国人の方にもこのアプリを通じてそういった情報をお伝えするということを検討しております。

それから、2番目、被災者台帳システムのことでございますが、これは、全市町村統一のシステムを導入するというところでございまして、被災住家の認定調査記録を電子化したしまして、罹災証明等の発行の迅速化を図るとともに、被災者のデータを自治体内で共有するというところで、他の支援策の適用漏れであったり、あるいは重複であったりすることを防ぐことができるというふうに期待しております。

また、同一システムを全市町村で導入することにより、例えば他の市町村に応援職員を派遣した場合でも、すぐにそのシステムを活用できるということも利点の一つと考えております。

それから、もう一つ、NPO法人の大分県防災活動支援センターのことでございますけれども、予算概要書の74ページ、地域防災力向上支援事業費におきまして、防災活動支援センターへの委託を予定しております事業を盛り込んでおります。事業の内容としては、防災士等の養成、スキルアップ等に要する経費、それから、情報提供、相談対応等に要する経費、それから、来年度より予定しております訓練押しかけ支援隊の実施に要する経費、これらの経費につきまして、防災活動支援センターのほうに委託をいたしたいと考えております。以上でございます。

小嶋委員 モニターなんかは、6階に移設するんですかね、そのセンターか何か、ちょっとイメージが湧かないですけど。大きなモニターなんかつくるんだと思うんで、それはもうそういう場所にするということでもよろしいんですかね。

それから、もう一つ、防災活動支援センターの関係は、例年と同じような内容に少し付加をさせた形になるんだろうと思うんですけど、全県1か所で見ているような格好になっていると思うんですね。で、事業内容を県から出す分を、委託をする部分を限って、それをすればいいのかもしれませんが、やはり地域、エリア分けをして、同等とまではいかないにしても、せめて6振興局単位でそういう事業がお願いできるような、いろんなことがお願いできるような形に僕は発展的に見直しをしていく必要もあるので

はないかと、このようにも考えているんですが、その点について見解があれば、お聞かせください。

牧防災危機管理課長 災害が発生した際の体制、総合調整室で今、災害が発生したとき、モニター等を確認しながら指示等を出しております。そのモニターにつきましては、非常に老朽化が激しいということと、また、総合調整室が手狭であるということも理由にいたしまして、予算概要書の76ページでございますが、76ページ一番下、災害対策本部等機能強化事業費ということで事業を今回要求させていただいております。冒頭、部長からもありましたけれども、現在、新館の8階に総合調整室がございすけれども、これを本館の6階のほうに移転いたしまして、総合調整室を設置いたします。防災センターといいますけれども、それを設置いたします。そちらのほうにモニターとか、またはコンピューター、端末とかそれぞれ置きまして、さきほど防災対策室長から話がありましたけれども、防災のGIS、こういった情報とか、またはヘリからの映像とかそういったものを、多様な映像等を駆使しながら迅速に災害対応に図っていきたいというふうに考えております。以上です。

田邊防災対策室長 お答えいたします。

防災活動支援センターの事業でございますけれども、確かに委託料として全県の事業をお願いしております。県、市町村とともに事業をやらせていただいております。いろんな形で、防災活動支援センターだけではなくて、各地域でそういう防災活動、自主防災組織の活動にかかわる方々をつくっていくと、育成していくということも非常に大事ななことかと思います。委員御提案のそういった6振興局ごとにとということのお話でございますけれども、今年度から各地域ごとに防災活動支援センターの業務、あるいは、そういった仕事を一緒にやっていただけるような、より知識の高い防災士、アドバイザーとなるような方を養成する事業を今年度から始めておりまして、今年度は西部地区でそういう養成塾というのをやらせていただいております。来

年度も引き続き、またそういう地区を特定しまして、そういった方々の養成を行いまして、防災活動支援センターの方とそういった地区で養成した防災アドバイザーの方が一緒に活動できるような場をつくっていくということをまず取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

小嶋委員 ありがとうございます。

これは要望でよろしいと思うんですが、今後の検討でよろしいと思うんですが、今、より高いスキルレベルを持たれてるという話がありましたように、今後、これはそういう人たちが頼まれてるわけではありませんが、気象予報士の皆さん方のノウハウもやっぱりしっかり中に組み込めるような、そういう仕組みにしていっていただけるといいんじゃないかなと、このように思っていますので、これは要望にしておきたいと思いますが、御検討いただければと思います。以上で終わります。

二ノ宮委員 1点だけお聞きをします。

51ページの動物愛護拠点施設運営についてです。

31年度の開設を目指して大分市に建設されます動物愛護拠点施設は、県と大分市の共同設置、運営になっております。開設までに運営基準、それから、獣医師の確保、ボランティア団体との取り決めなど多くの課題があると思いますが、この話し合いは県と大分市のどちらが主体的に音頭をとっているのか。そして、それぞれの部署、役職のどの人たちがどの程度の頻度で話し合っているのかということ。その進捗状況とか問題点があれば、お聞かせください。

佐伯生活環境部参事監兼食品・生活衛生課長

動物愛護拠点施設運営費についてお答えいたします。

平成27年12月に知事と大分市長との協議におきまして共同設置の方針が示された後、県は生活環境部長、生活環境企画課長、食品・生活衛生課長、大分市は福祉保健部長、企画課長、衛生課長で構成をいたします大分県・大分市動物愛護拠点施設共同設置検討協議会を28年の1月に設置をいたしまして、これまで2年間で

9回開催をしてまいりました。協議会での方向性を受けまして、担当者及び適宜担当課長を交えた協議を週1回程度行ってまいっております。県市一緒に他県の施設を訪問して現地調査を行うなど、詳細な内容についても検討を進めているところでございます。

協議会につきましては、事務局は県が担当しておりますけれども、県市が同じ立場に立って協議を進めております。

これまでの協議の中では、費用負担やドッグランにつきましては指定管理、及びネーミングライツを導入することについて合意できたところでございます。

なお、業務内容や運営、職員体制等につきましては大部分固まってきてはいるものの、まだ公表できる段階には至っておりませんが、31年の2月ごろのオープンを目指してございまして、今後も県と市による共同設置のメリットを最大限発揮できるよう、県市で協議を進めてまいります。以上でございます。

二ノ宮委員 ありがとうございます。この問題については、後藤慎太郎県議が一般質問でやりました。そのときに、大体1日に7頭から10頭ぐらいの犬と猫が毎日殺処分されているという話を聞きました。このセンターの1番の目的というのは殺処分ゼロにすることだと思いますが、これは単なる政治的なスローガンとか、それから、こういうものがありました。殺処分対象のものが今は動物愛護団体に移っているだけということで、その団体やボランティアについては多頭飼育で行き詰まっており、おおむね殺処分と同じような、何と申しますか、一生をたどる犬や猫が多いんじゃないかというようなことが言われてました。何を言いたいかという、せっかく基本構想ができてます。その中で一番大切なのは、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会の実現という大きなタイトルがありますが、実際問題として適正な飼育管理とか、それから、動物の譲渡とか、それから、終生、一生飼いますよというようなことをいかに県民の方に分かっていただくか。そして、それを実行していただくかにかかっているというぐあいに思

ってます。特に心配してるのは、二つの組織があって、やはりこのことについて、私はもうすっかり県が主導でやっていただきたいということが1点です。

それと、県の場合は、各保健所がその下にいて、そして、そこで実際はやっています。例えば保健所、私よく知ってるんですけど、一月に、何月何日の何時から何時まで、不要な犬・猫は持ってこいと。そしたら、それをすぐ職員の方がこの枠に集めるというような仕組みになっています。確かに効率ということではいいんですけど、やはり殺処分ゼロにするためには、その地域の中で、より多くの人にそういうもの、ボランティアだとか含めて、何とか行動してもらおうということが大切だと思いますので、その辺もぜひ含めた総合的なきめ細かな検討をお願いしたいと思います。何かありましたら。

佐伯生活環境部参事監兼食品・生活衛生課長

動物愛護センターの1番の目的は、今、二ノ宮委員が言われましたように、普及啓発をいかにそこで中核施設として広げていくかというところが1番でございます。その後、愛護センターにおいて譲渡会を開催しながら、どうしても引き取らなければならない犬・猫を譲渡してもらおうという順番になってくると思います。そういった意味で、その普及啓発を動物愛護センターの中でやっていくためには、やはり県や市の職員だけでは十分な効果は出ないだろうと考えておきまして、その中で、やはりボランティアさん、それから、獣医師会などの方々の協力を得て、そういった方全体で運営ができるような、そういうセンターを目指していきたいというように考えております。以上でございます。

二ノ宮委員 先般、「ある犬のおはなし」というのをもらいました。これは何回も読んで、もう涙したんですけど、孫に早速送って、そしたら、じいじ、しっかり犬飼いますよという言葉が返ってきました。たった1冊の本なんですけど、相当な効果があると思います。そういうことで、総合的に殺処分ゼロに向かってやっていただきたいということをお願いしておきます。お願いします。

衛藤委員長 いいですか。

藤田委員 私のほうからは、防災関係で2点、まず、予算概要書の77ページ、県庁防災体制強化事業の中の孤立集落対策用衛星携帯電話の整備に関してですが、まず、この携帯電話の配備、そして、利活用等の詳細について1点お伺いしたいと思います。

この事業自体は防災体制強化事業なんですけど、孤立集落関係でもう1点、孤立集落が予測される地域の調査を多分行ってると思うんですけども、その地域についての情報の共有ですね。例えば道路管理者や市町村、あるいは水道事業者等との連携というのは考えられると思うんですけども、民間の公共インフラ事業者、例えば電気や電話、通信、ガス等とこの情報の共有を図ることは考えられていないのか。孤立した際の生活を維持する上で必ず必要なものだというふうに思いますので、その辺がどのようになっているのかを1点お伺いしたいと思います。

そして、ちょっとさかのぼりますけども、74ページの地域防災力向上支援事業、訓練押しかけ支援隊、さきほどお話が出ました。押しかけ支援隊の、さきほど、防災活動支援センターをこちらの支援隊にというお話ありましたが、その他の団体や個人等への支援隊への参加があるのか。また、その支援隊への要請、これ市町村や自治会との連携のあり方というのがどのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

田邊防災対策室長 お答えいたします。

まず、県庁防災体制強化事業についてでございます。

孤立集落対策用衛星携帯電話でございますが、今回の予算の中でお願いしておりますのは、整備につきましては6台整備をする予定といたしております。整備後につきましては、防災局のほうで5台管理をいたしますとともに、孤立の可能性の高い南部振興局のほうに1台配備をし、定期的に通信訓練を行ってまいりたいと思っておりますが、この携帯電話につきましては、今回の九州北部豪雨を踏まえまして、衛星携帯電話等なければ通信手段が確保できない地域において、

発災後、初動の活動をする職員に携帯をさせて、活動用ということで配備をさせていただこうと思っております。また、逆に孤立集落の通信手段の確保ということで申しますれば、予算概要書の74ページの地震・津波対策加速化支援事業費の中で市町村が孤立集落対策用として整備する衛星携帯電話等に係る経費につきまして、県のほうからも整備費を3分の2の助成ということでお願いをしたいと考えております。

それから、2点目でございます。孤立集落に関する情報の共有はどうかということでございます。

今回の九州北部豪雨の際にもそうでしたが、災害対策本部の防災センターに公共インフラ事業者のほうから復旧工事の計画や進捗状況等を随時情報をいただき、こちらからも情報収集もさせていただきました。また、場合によってはそういった機関からリエゾンの方も受け入れを行いまして、情報共有を図っているところでございます。さらに県の総合防災訓練、これは図上訓練、実動訓練双方でございますが、こういったところにもそういった公共インフラ事業者の方々にも御参加をいただきまして、連携の確認等を行わせていただいております。

加えまして、情報の共有という観点でございますれば、昨年6月に平時からの顔の見える関係づくりということを目指しまして、官民連携による災害対策ネットワーク会議というのを立ち上げております。団体、県、関係機関、それぞれの活動内容の共有、それから災害情報などの個別の分野での連携が必要な項目に関する協議などを行いながらこういう連携を図ってまいっております。孤立集落に限らずこういった事業者ともしっかりと連携をしてみたいというふうに考えております。

それから2点目でございます。地域防災力向上支援事業費の中の訓練押しかけ支援隊という新しい事業のことでございます。予算の御承認をいただければ、さらに詳細を検討していくということになりますが、現時点での事業のイメージといたしまして、まずこの支援隊のメンバーとしては、県、あるいは振興局を含んで県の

職員、それから市町村の職員、それと、そういった支援隊が必要な対象地区、あるいは近隣の防災士の方々、そして事業の委託先を予定しております防災活動支援センターの職員、さらには県の防災アドバイザーの方、こういった方々に支援隊のメンバーとして入っていただいて、4名から5名ぐらいで組織をする予定ということを今検討しております。

また、活動内容につきましては、基本的には4回ほどの派遣を想定しております。まずは自治会の役員の方々との現状把握、意見交換を行った後、では、どういう形で訓練に向けて計画を立てていくのかということ具体的支援隊のメンバーと自治会の役員の方々との計画について検討をしていただく。そして、いきなり訓練ができませんので、まず訓練に向けて地域住民の方全員に御参加いただく形で図上訓練、あるいは地区の町歩き、そういったことから始め、そして最終的には訓練の実施、あるいは今後訓練を継続していくためのどういうことが必要なのかという検討、そういったことをやっていくということで、4回程度の派遣ということを考えております。

それから、派遣地区の選定でございますけれども、これは一義的には市町村としっかり協議をして、市町村の要望に沿いながら考えていきたいというふうに思っておりますが、例えば派遣の基準の一つとして、過去3年間に防災避難訓練等の実施の実績のない自治会が多い地域であるとか、そういったことも考えながら、具体的に市町村と協議しながら派遣先をしっかりと決めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

藤田委員 ありがとうございます。

孤立集落が予測される地区を多分事前に把握を市町村のほうから聞き取り等で調査して思うんですけども、そういった情報、民間の事業者と共有することによって、民間事業者の防災計画、あるいは防災体制の中で事前にそういう孤立化する予測されているところの設備を強化していただいたり、あるいは早期復旧に向けた資機材をあらかじめそちらに向けて手配をし

ておいたりっていう事前の対策が図られると思うんですね。なので、できるだけそういう情報を共有していただいて、孤立しないように、あるいは孤立しても生活が維持できるような体制というのをつくっていただきたいと思いますが、この点に関して御見解があればお伺いをしたいと思います。

そして、押しかけ支援隊、確かに訓練を今までやってないところから自主的に、じゃあ、今回やりますっていうふうにはなかなかないと思うので、まさに押しかけていって、自治会長さんのところに行って、訓練やりませんかというような働きかけをしていかなければならないと思うんですね。なので、そういう点ではやっぱり市町村のほうが一義的には発掘というか、ターゲットとなる自治会を選定する役割を担うというふうになるんだろうと思いますので、十分に連携を図って活動していただきたいと思いますが、また、例えば町なかと、あるいは地域の中での訓練のあり方っていうのはそれぞれ特性が違うと思いますので、できるだけそれぞれの特性に応じた講師というか、応援隊のメンバーについてもある程度フレキシブルに考えていただけるとありがたいなというふうに思いますが、この点についても見解があればお願いしたいと思います。

田邊防災対策室長 お答えいたします。

まず、孤立集落に関する情報共有ということでお話をいただきました。確かにそういった公共インフラ事業者の方々にもいろんな情報共有の中で御準備いただくことっていうのはたくさんあるのではないかとこのように考えております。県のほうで孤立集落ということの中で喫緊の課題であります南海トラフ地震に備えまして、沿岸地域の市町村、特に警戒が必要な大分市から南の4市につきましては、孤立集落対策のワーキンググループっていうのをつくっております。それに、そのグループの中で、そこでは県、市、あるいは救助、救援の関係機関が入りまして、実際に孤立した場合にどういうふうに救助していくのか、あるいは住民を巻き込んだワーキンググループでの訓練とか、そういうものも

計画を指示していくようにしておりますので、そういった中で、また必要に応じて公共インフラ事業者の方にもメンバーに加わっていただいて、いろんな情報交換をしていけたらなというふうに考えておりますので、その辺はまた今後研究させていただきたいというふうに思います。

それから、押しかけ支援隊でございますけど、議員御指摘のとおり、やってないところから手が挙がるっていうのはなかなか難しいことでございますので、さきほど少し申し上げましたとおり、私ども県と、それから市町村で共有している訓練の実施状況の実施率の状況をお互いに突き合わせて、こういうところがやっていないというところの中で、しっかり押しかけてプッシュをしていきたいと思っておりますし、小さい自治会でやるということも一つありますし、ある程度校区単位でまとめて訓練をやるという、それに向かって押しかけ支援隊を派遣していくと、いろいろな地域ごと、あるいは状況によっていろいろパターンが考えられるかと思っております。そのあたりは臨機応変にしっかり対応できるように検討してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

森委員 私からは3点お伺いします。

まず、予算概要書18ページ、地球温暖化対策推進事業費のうち新たな事業としてJ-クレジット制度排出削減量認証等に要する経費235万4千円が計上されております。この経費の件について具体例を示して説明をしていただきたいと思っております。

2点目、予算概要書22ページ、ジオパーク推進事業費2千万円についてです。昨年12月の再認定、姫島、豊後大野再認定を受けまして、指摘された課題等を踏まえ、平成30年度以降、重点的に取り組む事項等について説明をお願いいたします。

3点目、予算概要書39ページ、青少年健全育成対策事業のうち、更生保護に関する件ですが、再犯防止計画策定経費63万8千円が新たな年度で計上されております。この内容について説明をお願いいたします。以上です。

梶原うつくし作戦推進課長 それでは、1点目

のJ-クレジット制度排出削減量認証等に要する経費についてお答えいたします。

まず、J-クレジット制度とは何かということでございますが、この制度は省エネ設備や住宅用太陽光発電設備の導入などによる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証するもので、このクレジットは売買されましてカーボン・オフセットなどの用途に活用されております。クレジットを創出する側、つくり出す側のメリットといたしましては、売却益が得られることはもちろんですが、地球温暖化対策の取組をPRすることができるということが上げられます。一方、購入する側のメリットといたしましては、環境貢献企業としてのPR効果などにより、企業評価の向上などが期待できます。

本県では平成22年、23年度に国のグリーンニューディール基金を活用いたしまして、新たに住宅用太陽光発電設備を設置する場合に補助金を交付いたしまして、その補助をお受けになった方々を会員といたします任意団体おおい太陽光倶楽部を設立しております。現在会員数が2,177名いらっしゃいます。これらの会員の皆さんが削減した二酸化炭素量をバンドリングと申しまして、1世帯1世帯ですと削減量少ないんですが、これをまとめることによってクレジットとして認証していただけますので、この認証を受けましてクレジットを売却して得た資金を県のほうに寄附をいただきまして、県の地域環境保全基金に積み立てをして地球温暖化対策等の事業に活用させていただいております。

新規でお願いしております235万4千円でございますが、従来はこのクレジット認証を受けるために必要なモニタリング報告書の作成を九州経済産業局の支援を受けて行っておりましたが、この支援が終了いたしましたので要求をさせていただいております。この内訳でございますが、モニタリング報告書作成の委託料として45万4千円、それから電気事業者に太陽光発電の売電料の情報開示をする必要がありますので、その手数料が21万円、差し引きします

と169万円ということになりますが、これがクレジットの売却に伴う寄附金の基金への積立金169万円ということになりまして、予算概要書の18ページをごらんいただきますと、地球温暖化対策事業費のところ左の財源内訳の中ほどのその他の欄の寄附金に169万円ということで計上しております、これがそのまま基金のほうに積み立てということで歳出で計上しておりますので、さきほど申しましたように、この額を後年度の事業に活用させていただくということでございます。以上でございます。

山崎自然保護推進室長 ジオパークの再認定審査を受けまして、指摘された課題を踏まえて平成30年度以降の重点的に取り組む事項はということです。

おおいた姫島ジオパーク、おおいた豊後大野ジオパークは平成29年11月に再認定の現地審査を受け、12月に両地域ともジオパークに再認定されました。両地域ともおおむね高い評価をいただいたところでございます。今後は再認定を受けた両地域の重点的な取組といたしまして、まずガイドのスキルアップ、それと地域資源の魅力アップ、それと教育活動のさらなる充実、これは豊後大野ですけども、道の駅の情報発信機能の強化、こういったものに重点的に支援してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

森高私学振興・青少年課長 三つ目の再犯防止計画策定経費についてお答えいたします。

平成28年に施行されました再犯の防止等の推進に関する法律第8条において、都道府県は国の再犯防止推進計画を勘案した上で、地方の再犯防止推進計画を策定する努力義務が規定されたところでございます。平成29年12月に国の再犯防止推進計画が閣議決定されたことを受けまして、本県では平成30年度に県の再犯防止推進計画の策定に着手したいと考えております。この計画の策定にあたりましては、民間支援団体に参加いただきまして、県計画策定協議会を設置して検討していきたいと考えておりまして、この協議会には民間委員さん出席していただきますので、その委員の謝金等ござい

ます。そういったものの開催に要する経費でございます。以上でございます。

森委員 ありがとうございます。

まず、J-クレジット制度について、今、太陽光発電のグループでされているということですが、まだまだCO₂削減に向けていろんな県民のアイデアがあるかと思えます。そういったアイデアも吸い上げていただいて、太陽光だけでない部分についてもまた研究、また支援をいただければというふうに思います。

続いてジオパーク推進事業についてですが、今回の再認定審査においては地元ガイドさんを中心として組織の取組も高く評価されましたけども、また審査員の方々から大分県自体の積極的な取組も評価をいただいたところであります。その点につきましては、認定地域、心強い県の支援がいただけるということは非常に心強いし、これからも引き続き再認定に向けて地元も頑張りますけども、県の支援、引き続きお願いをしたいところであります。また、その支援においても、これまで地元との連携もありますけども、またさらに広く県民に御理解いただけるようにしていただけるような取組もぜひお願いしたいと思います。

最後に、再犯防止についてであります。地域では保護司の先生方、また、更生保護女性会、BBS会等地域の中でいろんな活動をされて、特に再犯が非常に多い刑法犯に検挙数の約半分が再犯者というような状況がある。これを何とか減らしていかなければならないという国の大きな方針もあるようですけども、地元として地域の保護司の先生方、非常に熱心に頑張ってくださいしております。この件について県民の多くの理解を得るためにも、やはり実際にまた刑務所の今の状況がどうなのか、また、そういった施設とか再犯者の現況がどうなのか、また、県の組織において、今、青少年課にございますけども、再犯者の中には非常に高齢者も増えているというような状況があります。この県のこれからの組織のあり方等について検討がなされるのかどうか、その点について、再犯防止の件についてだけ1点だけ再質問させていただきます。

よろしくをお願いします。

森高私学振興・青少年課長 ありがとうございます。

県としましても地域のほうで保護司の皆さん、それから女性会の皆さんが大変な御努力いただきながら御活躍いただいていることは承知しておりまして、県としまして社会を明るくする運動等について連携しながら取組をしているところでございます。今議員からおっしゃいましたように、これから再犯防止ということを進捗するにあたりましては、県民の皆様の高い理解が必要でありますし、地域を挙げての支援が必要だとも言われております。この辺の理解を今後いただいていくということは大事なことだと考えておりますので、啓発等にも力を入れていきたいと思っております。

それから、最後におっしゃいました県の組織でございますけれども、私どものほうが青少年の自立について支援しております。その中でこれまでは非行少年等がこの再犯という関係でかわってまいりましたけれども、そういう母体がありますものですから、生活環境部の私どもの課でこの計画をつくろうかということになっております。これを当然つくりまして、事業を実施していく取組をやっていくにあたりましては、全庁的な取組が必要でございますので、計画づくり、それから今後の実践については全庁挙げての取組になっていくかと思っております。以上でございます。

衛藤委員長 いいですか。

平岩委員 ありがとうございます。

通告に従って2点質問をいたします。

まず、34ページの女性に対する暴力防止推進事業です。生活環境部ではアイネスを中心にDV被害に遭った女性の支援、DV予防啓発等、大変力を入れていただいていることに本当に感謝をしております。この女性に対する暴力防止推進事業の中のワンストップ支援センターの運営に係る費用が1,490万出てると思うんですけども、ワンストップ支援センターすみれができて2年がたちました。私たちは県に一つだけでもいいからそういうセンターをつくりま

しょうということずっと言ってきて、できて本当によかったと思っているんですが、すみれの中で誰がどこでどんなふうにどんな支援をしているということは明らかにすることはできないと思うんですけれども、2年たってそれがどういう効果が出ているのか、よかったのか、そしてこれから課題としてはどんなところがあるのかということが分かる範囲で構いませんので教えていただければと思っています。

それから、民泊の安全・安心確保事業についてです。これはもう2人の委員さんから質問が出されましたので、民泊新法の定義だとか、それから民泊監視員が何をチェックするかということとはよく分かった気がします。お話を伺っていて、苦情の中で無許可に対する民泊のことがあったということで、これは無許可で営業してるぞという通報なのかなと思ったりするんですけれども、現在15日の事業の開設に向けて、民泊の届けより以前に大分県下に民泊と言われるものがどのくらいあったのかということ、そしてそれが無許可であるところは調査できないと思いますけれども、どのくらいの民泊があるのかなというのをふと思いましたので、すみません、質問の内容についてそのようにさせていただきたいと思います。以上です。

後藤消費生活・男女共同参画プラザ所長兼県民生活・男女共同参画課長 おおいた性暴力救援センター・すみれの成果と課題についてお答えいたします。

すみれは平成28年の4月に開設いたしまして、本年2月末までにおきまして延べ413件の相談を受けました。相談の半数以上が加害者が知人であったり交際相手などであって、警察への届け出をためらう被害者の相談対応、支援を担ってきたところでございます。支援にあたっては、被害者の意思を尊重した上で、弁護士相談や医療機関での対処などに付き添いまして、その付き添いの件数は63件となっております。このほか医療費や法律相談、カウンセリングの費用などの公費負担も必要に応じて行ってきたところでございます。また、過去に被害に遭われてこれまで誰にも言えず一人で苦しんできた

方からの相談も受けておりました、そういった相談に対しては、傾聴に努め、気持ちに寄り添っての心の支援を行っているところでございます。

課題といたしましては、これまですみれのことを一人でも多くの方に知ってもらうためにさまざまな情報誌等に広報記事などを掲載するとともに、全ての高校生にリーフレットを配付をしまいましたが、まだまだ相談できずにいる人たちがたくさんいると考えておりますので、引き続き相談窓口の周知が必要だと思っております。

また、相談できない理由としまして、例えば被害者にも落ち度があったのではないかとか、本気で抵抗すれば逃げられたはずだ、こういった強姦神話と言われる性暴力にまつわる誤解ですが、そういったものによる二次的被害へのおそれであったり、誰にも知られたくないといった被害者の気持ちがあることから、あなたは悪くない、あなたは一人じゃないというメッセージを被害者の方々にしっかりと伝えまして、相談をしてもらえるような広報というものが必要であると考えております。あわせて同意のない性的な言動は性暴力であるという、このことへの理解を広く広め、性暴力を根絶するための啓発も大切であると考えております。以上でございます。

佐伯生活環境部参事監兼食品・生活衛生課長 民泊の安全・安心確保事業費についてお答えいたします。

まず、定義についてでございます。住宅宿泊事業法におきましては、住宅宿泊事業とは旅館業法に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年間で180日を超えないものを言います。いわゆる旅館業法につきましては、不特定多数の方を専用の施設をつくって泊まらせるわけでございますけれども、民泊新法につきましては、現に人の生活の本拠として使用している家屋ということになります。定義としては以上でございます。

もう一つの御質問でございます。無許可の関

係につきましては、さきほども少し触れましたけども、大手民泊仲介サイトで約大分県内で300件ほどございますが、これの大部分が無許可だろうというふうに考えております。というのが、民泊仲介サイトにつきましては、個人が特定できるような仕組みになっておりませんので、なかなか行政では把握できないというところがございます。ただしこの民泊新法できましたら、6月15日から施行されますけども、それ以降は仲介サイトが登録、それぞれ個人の方々、企業の方々が当然仲介業として登録が必要になってまいりますので、そういう無許可のところ淘汰されてくるという形になろうかというふうに思います。そういったところも含めて、私どもとして無許可営業、旅館業法、それから住宅宿泊事業法の無許可、無届けのないような形でしっかり把握に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

平岩委員 ありがとうございます。すみれの相談件数が413件というのが、ああ、そんなにあったんだな、もちろんそれは自分でみずから申告したいと思う女性の数であって、本当はそれよりもっとたくさんの人たちがいるんだなというふうにつくづく思いました。やっぱり人は誰かに自分の苦しみを伝えたときに、少しはそれで和らげるというところがありますので、これからすみれの役割は大きくなっていくと思いますし、おととい、金曜日でしたか、DV相談、それからストーカー被害が過去最高ということもありました。そんな中でも性暴力被害が一番深刻なものだと思いますので、ぜひこれからも力を入れていていただきたいと思います。

該当者がこういうところがあるっていうこと、そしてその被害者の周りにはいる人たちがこういうすみれみたいなのところがあるということ、やっぱり知ることが一番大切なことだと思います。高校生にそういうことを教えてくださっているということも分かりましたので、またみんなで力を合わせてそんなことを考えていければというふうに思います。

それから、民泊については、今大分県でやっ

ているのがほとんど無許可だろうというようなところで、本当に大変なんだというふうに思いましたが、民泊って家主居住型と非居住型とありますよね。非居住型のところでごみ出しとか騒音とか問題が起きていると思いますし、特にこの前は殺人事件のようなこともありましたし、その前は外国から来た人が出かけていってそのままいなくなってしまって、亡くなっている、でも、それは自殺なのか他殺なのかみたいなのところで騒がれていて、ああ、いろいろ問題があるなというふうに思いましたが、やっぱり事業主と利用する人と、そして近隣住民がうまくやっていくということが一番求められることだと思いますので、これからもよろしく願います。終わります。

尾島委員 3点お願いしたいと思います。

ちょっと出番の多い佐伯課長のところで恐縮なんですけど、ページ46、食の安全・安心推進事業費のうちマル特の食の安全確保対策に要する経費ということで、ここに説明がありますが、具体的にどんなことをするのか内容を教えてほしいと思います。特に国民文化祭等開催中の云々ということが書かれてますが、国民文化祭の開催に向けた特別な対策のように見てとれるんですが、食中毒やこういった対策というのは日常的に非常に重要なものですから、通常の対策や指導とどう違うのか、その点もお願いしたいと思います。

それから、次に、47ページ、HACCP推進事業費のうちマル特でHACCP指導体制に要する経費ということで、ここに民間指導者育成委託費ということが計上されてますが、事業内容について説明をいただきたいと思います。

それから、最後に、一般質問でも出ておりましたが、食育推進全国大会の開催に要する経費、おおいの食育ステップアップ事業費のうちこの経費が計上されておりますが、大分県には食育人材バンクに登録している方々や、あるいはまた県の食育推進会議の方々が熱心に地域の食育推進のために尽力いただいています。今回この全国大会にこういった方々がこういった役割を果たすのか、あるいはまたこういった方々を

どう巻き込もうとしているのか、その点について説明をいただきたいと思います。以上です。

佐伯生活環境部参事監兼食品・生活衛生課長

まず、食の安全・安心推進事業費の食の安全確保対策に要する経費についてお答えいたします。

この事業につきましては、尾島委員言われるように、大型イベント対策の事業でございます。一つは食物アレルギー対策、もう一つは食中毒対策の二つでございます。食物アレルギー事故対策といたしましては、視覚的に分かりやすい方法といたしまして、食品ピクトグラムという絵文字を示して、例えば卵だとか小麦だとかを絵で示して外国の方でも分かるようなリーフレットを作成して、飲食店、ホテル、旅館等々の窓口でそれを示しながら指を指して私はこれ、このアレルギーがありますということ把握できるようなリーフレットを作成いたしまして、それをホテル、旅館、飲食店等々に広げましてアレルギー対策を防いでいこうというものでございます。また、このリーフレットにつきましては、4か国語で作成をいたしまして、県内にお見えになる外国の方々に周知を図っていきたいというふうに考えております。

それから食中毒対応といたしましては、外国人観光客の食品事故発生時の危機管理の手引を策定をいたしまして、飲食店向けに作成いたします。また、外国人観光客が患者となった食中毒事故を想定とした机上訓練も実施いたします。これには保健所、APU等の留学生、営業者の参加で実例を想定して行う予定でございます。食中毒の防止が一番なんですけども、やはり外国の方で一たび食品事故が起こった後の対応というのも迅速に対応することが必要になってまいりますので、こういった机上訓練を実施したいということでございます。

それから、日常的な指導対策との違いはということでございますが、通常は保健所の食品衛生監視員が地道に食品営業施設や集団給食施設への立入検査、収去検査、講習会などを実施しておりますけども、来年度から新たに大型イベント対策といたしまして、旅館、ホテルや飲食店などに対しまして、またイベントで飲食物を

提供する営業者の方々を対象といたしまして臨時の講習会を開催をしたり、主要施設に対しては立入検査を行うなど、指導を強化いたしまして、国民文化祭やラグビーワールドカップにおける食中毒防止対策に万全を期したいと考えております。

続きまして、HACCP推進事業費の指導体制に要する経費のところでございます。この事業は大分県の食品衛生協会に委託をするものでございまして、委託の項目といたしましては、講師料や教材費の事務費でございます。国のHACCPの制度化の案では、従業員の一定数の規模以上のところを対象とした基準Aと、それから中小規模事業者を対象とした基準Bの二つの衛生管理に分かれるというふうになっております。その二つの基準に合わせまして研修プログラムは2種類を想定しておりまして、A基準の指導者を年間約20名に、B基準の指導者を年間約120名養成いたします。

続きまして、3点目の食育推進全国大会に要する経費でございます。尾島議員言われたとおり、県内各地で非常に積極的に活動されてる方がたくさんおられます。食育人材バンクに登録している90名や県の食育推進会議20名おられるわけですが、これらの方々の中から全国大会の準備委員をお願いをいたしまして、当初から御意見を伺いながら計画を進めてまいりました。大会ではこれらの方々には積極的にみずからの活動の発表の場やそれぞれの方々が連携したシンポジウムを開催をしていただく予定となっております。例えば宇佐市院内の下恵良食育サロンさんや大分市のおおいたオーガニックマーケットさんなど多くの方々に例えば弁当の日をテーマとしたシンポジウム、それからワークショップなどなどで積極的にかかわっていただいております。さまざまな活動者のネットワークが強まっていると感じております。大会後はこのネットワークを生かしまして食育をさらにステップアップさせてまいります。以上でございます。

尾島委員 1点だけ、最初に説明をいただきました食の安全・安心の部分ですね。ここの説明

が国民文化祭等開催中にといいことで書かれてましたんで、私は今年のメインイベントである国民文化祭が念頭にあったかなと思ったんですけど、今説明を聞いてますと大型イベントということで、来年のラグビーワールドカップに備えた対策が主な視点ではなかったかと思うんです。ですからこの「等」という言葉がありますけど、ここにワールドカップもラグビーも入れていただければよく説明がついたんじゃないかと思いました。その1点だけです。それもう私の感想で結構です。いや、特にありません、もう。

衛藤委員長 いいですか。

玉田委員 私のほうからは、さきほど土居委員も少し触れましたけれども、ユネスコエコパーク、予算概要書16ページの推進事業の中で、宇目エリア、豊肥エリアの具体的に事業内容について教えていただきたい。

それから、エコパーク内の昨年台風18号の被害の状況についてどのように把握されているか。

それと湧水、地下水ですね、人が入ってくるとそれはもう必ずそこにやっぱり飲んだり顔洗ったりいろいろしますので、地元の山岳会の話では、今年、NPO法人の方が何件か何か所か回って水質検査して、それに山岳会の方が一緒に歩いたという話あるんですけども、その辺について今回それが予算計上されているのかどうか、その点についてお答えください。

それから、水の問題もう一つですけども、59ページの小規模給水施設普及支援事業、これは本当に小さい事業ですけども、着実な事業だと思ってますけれども、来年度の予定について教えてください。以上です。

山崎自然保護推進室長 まず、宇目エリアでは年間を通した誘客のため藤河内溪谷でトレッキングやキャニオニング、こういったメインのアクティビティーに加えて、ぶどう狩りなど周辺の魅力的な体験をプラスした福岡、大分発着のバスツアーを行います。また、藤河内溪谷へのアクセス改善を検討するため、道の駅宇目からのシャトルバスの試行運転を行い、利用状

況を調査いたします。

豊肥エリアでは、さきほど少し御説明しましたが、大分駅での啓発イベント、これアウトドア志向のファミリー、親子で楽しめるようなそういったものですけども、そういった啓発イベントを行います。また、祖母山登山口等主要ポイントへの案内板を設置いたしたいと思っています。

2番目のエコパーク内の被害の状況、復旧エリアの状況等ですけども、台風の被害は傾山登山道や藤河内溪谷などの東のほうで、東部のほうで大きく、豊後大野市では傾山に通じる市道九折線、冷水コースや官行コースへの林道が通行不可あるいは通行困難となっております。佐伯市では藤河内周辺の市道、登山道は復旧しましたが、傾山登山道に続く林道西山線などが通行どめとなっております。県では登山客の安全確保のための情報発信などについて市に協力していきたいと思っております。

それとエコパーク内の流水、地下水、湧水とも言えますけども、水質検査についてです。ちょうど今年度から3年間かけて祖母傾国定公園の自然環境学術調査ということで、いろいろ動物とか植物に加えて水質の調査も入っております。エリアを今年度は豊後大野エリア、来年は宇目エリア、3年目は竹田エリアということで、3回に分けて行うんですけども、今年度は奥岳川水系、神原川水系、伊弉川水系、緒方川の22地点で河川水の化学成分調査を行いました。最終的な結果の取りまとめは31年度に予定していますが、現段階では河川の水としては水質的には非常に良好ということの意見をいただいております。ただ、湧水などにつきましては、天候と、あとイノシシとか鹿とかそういった、イノシシは最近増えていますけども、そういった野生動物の影響を、大腸菌とかそういったことがあるということで、そういう気象とそういう野生動物の行動等ありますので、安定的な検査結果はなかなか求めるのは難しいということで、もし本当に飲料水ということになると、これはまた塩素消毒、殺菌、こういったのをちゃんとしないと県としてこれ安全ですと言えな

いと思いますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

そうした水質の検査の予算計上につきましては、今のところ予定はしておりません。よろしくをお願いします。

中西環境保全課長 小規模給水施設普及支援事業の来年度の予定についてお答えいたします。

この事業については公営水道の整備が困難な小規模集落等の水問題を解決するために中長期計画を策定し、積極的に給水施設整備に取り組む市町村に対し支援を行う事業でありまして、来年度要望として市町村からは津久見市、豊後大野市、別府市、竹田市、九重町の5市町から要望を受けております。補助額としては上限各1地区ごと600万円を予定しております。以上です。

玉田委員 ありがとうございます。

まず、エコパークの関係なんですけれども、台風18号の被害について、その状況について把握されているということで、そうすると、今お話伺ったところ、かなり取りつけのところからも随分やられているなど。ですけども、山の中に入ると、それはもうかがい知れないほどやっぱりひどい状態だろうなというふうに思うんですけども、先般の行動計画のちょっと目を通したんですけども、登山道の整備ということで書かれておりました。ぜひ登山道の整備、基盤をしっかりとつくってほしいというのと、また災害の復旧という視点で、今ある道が地図に載ってるわけですから、登山道として、そしてそれをルートにして上がっていくときに、途中道が切れていたり、そうすると迂回しなくちゃならなかったり、そうすると祖母傾経験された方はもう分かると思いますけども、大変急峻な山ですので、回り道で相当やっぱり時間がかかったり、耐力消耗したりします。そういうことで、さきほどの情報の共有、道の情報の共有、災害復旧できるまでの共有等をしっかりとやっていただきたいというふうに思っています。

それから、もう1点、土木のほうとかでよく言うんですけども、道路はやっぱり命の道でもあると、救急搬送とかそういうことでよく表

現使われますけれども、登山道はまさに救急搬送のときの大事な道でもありまして、そこがしっかりと情報が伝わっていないと救急搬送もやっぱり非常に困難になると。我々がよく伺っているのはやっぱり国有林内を通るときの道、そして市道から国有林の中の道を通って山の中に入っていくケースに、国有林内の道が狭いので広げてほしいというのはなかなか国が動いてくれないとか、そういうところもありますので、国、県、市町村との連携をとってしっかりとその辺はやっていただきたいというふうに思っています。

それから、小規模集落の水の件ですけども、この事業、本当に皆さん喜んでいると思うんですが、喜んでいるの確かですけど、最近やっぱり多いのが1軒、2軒というふうに孤立している家があって、孤立というか非常に集落が離れている家があって、そして気候変動によって今まで水を川から引いていたのが非常に安定的に引けなくなったと。それでどうしたらいいかという相談よく受けるんですね。そうすると、ボーリングするにしても随分と距離が延びるものですから、それもきついと。そうすると、今のこの制度では2軒か3軒か必要ですので、同じところが、要求するところが。そうするとやっぱりそれも個人の資産形成になるという問題でなかなかそれにもかからないと。ぜひちょっと今の制度の中身をネットワークコミュニティの根幹である生活湧水の安定的供給というその視点で、ぜひこれも制度の検討をお願いできないかというふうに思っております。その辺についてまた見解があればよろしく願いいたします。

中西環境保全課長 小規模集落の支援については企画振興部のほうでもやっております、その中で災害時の給水施設の支援とか取り組んでおります。現状なかなか1軒とかいうのは制度今の中では難しいんですけど、そういった企画のほうとの協議も重ねて、小さな集落についての支援も協議していく必要があるのかなとは思っております。以上でございます。

山崎自然保護推進室長 玉田議員御指摘のとおり、かなり豊後大野エリアですね、崩れており

まして、これはそういう登山客の安全対策のためにもエコパークの実施主体の協議会等で情報を集めまして、各市町村等から、それをフェイスブック等で素早く情報発信できるようにしております。あと、緊急の搬送用道路とかそういったのやはり森林管理署等とも協議する場が一応ユネスコエコパークの協議会、この中には県と市町村のみならず、森林管理署のほうもちゃんと入ってますので、そういったところでやっぱり協議しまして、なかなかかなりお金もかかる場所もあって、すぐにといいわけにはいかないかもしれませんが、いろんな知恵を出し合って補助金等とか交付金等とか活用しながら、そういったところを可及的速やかに直していきたいと思っております。よろしくお祈いします。

玉田委員 ぜひよろしくお祈いします。

有名な登山の観光客が多いとこ行くと、入り口とこ登山届を入れるところに情報センターありますよね。ですからこういう情報をしっかりと共有して、そしてそれぞれの地域での登山のところの一番最初ここに寄ってくださいと。そこで登山情報についての情報共有するようによろしくお祈いします。

羽野委員 ありがとうございます。

私から1点のみちょっとお尋ねいたします。予算概要の71ページ、人権啓発環境整備事業費です。事業概要欄を見ると、教材整備に要する経費とありまして、この中に啓発冊子の作成というのがあります。一般質問の中で、人権・同和教育課のほうが中1と高1の全生徒にLGBTの啓発用の漫画冊子を配付するということがありましたけど、この点かなという思いがしましたので、そのことであれば、それ以外のこの冊子の配付しているのであれば、その配付状況についてお伺いしたいと思います。

池辺審議監兼人権・同和对策課長 LGBT啓発漫画「りんごの色」につきましては、本年度の事業として県内在住の当事者や漫画家の御協力を得まして当課が3万部を作成いたしました。県内全ての小・中・高・大学には中1、高1の全生徒に配付した分を含めまして約2万5千部を配付しているところでございます。また、県

民の方に広くごらんをいただくため県立図書館、アイネス、各振興局、保健所などの県の施設及び県が広報に関する包括協定を締結しておりますコンビニエンスストアなどに合わせて約3千部を備えております。その他約2千部につきましては、市町村や企業人権啓発団体などに配付しているほか、御希望のあった個人、団体にも配付しているところでございます。

なお、平成30年度の予算の教材整備に要する経費174万7千円の内訳でございますけれども、LGBTの方をはじめ、差別を受けられる当事者へのインタビュー記事をまとめましたそういった啓発冊子の作成や人権関連書籍、人権啓発DVDを購入いたしまして、当人権情報プラザに設置をして貸し出しを行う予定となっております。以上でございます。

羽野委員 今年度配付した冊子が好評だということでお伺いしましたので、可能であれば多くの県民の方にごらんいただければいいのかなという思いがあって質問をいたしました。引き続きよろしくお祈いいたします。以上です。

衛藤委員長 以上で事前通告者の質疑を終了いたしました。

ほかに質疑のある方は挙手を願います。

木付委員 犯罪被害者等の支援条例ですが、県が制定してから今年の3月議会、市町村でも国東市をはじめ制定が進んでいます。これからこの条例というのは県下全部の市町村で制定するのが望ましいと思いますが、動向をつかんでいるかどうかお尋ねしたいと思います。市町村の制定のですね。

後藤消費生活・男女共同参画プラザ所長兼県民生活・男女共同参画課長 市町村の条例の制定の状況についてお答えいたします。

中津市、臼杵市、竹田市、国東市、姫島村が30年度4月1日施行の条例を今議会に提案いたしましたして、議員おっしゃられたように、国東市につきましては、既に制定済みでございます。そのほかの市町におきましてもこれまで私どもとともに条例制定について検討をしてまいりまして、30年度中の制定を予定しているというふう聞いてるところでございます。今、日田

市におきましてはパブリックコメントを実施しているという、そういう状況でございます。

木付委員 30年度中に制定するということがあります。もし制定が出来るようでしたら、県のほうからアクションはあるんですかね。部長ちょっとこれお答えを。

柴田生活環境部長 お答えいたします。

これまでさきほど後藤が申しましたように、市町村とともに検討してきているところがございます。それぞれ今年度中に策定をされるということで伺っておりますので、間違いはないと思っております。以上でございます。

衛藤委員長 時間になりましたが、ほかに御質疑はありますか。

最後、じゃあ。

吉岡委員 せいぜいもう簡単な質問です。21ページの食品ロスの削減に要する件ですけども、食品ロスが家庭からと業者から約半々なんですけど、おおいした30・10運動の強化キャンペーンは業者が食べきりサイズしたときに何か恩典をつけるようなそういう内容でよかったんですよね、ちょっとそれについて教えてください。

梶原うつくし作戦推進課長 30・10運動についてお答えいたします。

特に宴会の料理の食べ残しが多いということで、一昨年度から県民の皆様に向けて啓発を行っておりますが、今年度から飲食店向けの情報誌がございまして、こことタイアップをいたしまして、そのお店を利用した方にクーポン券、次回利用するときのクーポン券ということで、例えば次回の会計時に千円オフだとかドリンク1杯サービスだとか、そういうクーポンを御提供いただきまして、普及啓発を図っております。今年度はその取組16店舗で展開いたしましたが、来年度はこれをさらに広げてそうした取組も展開してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

吉岡委員 どうもありがとうございました。これがどんどん広がっていくといいなと思っております。

それと3月、4月は歓送迎会も大変多くなつてまいりますので、30・10、結構まだまだ

知らないとかいう、県も30・10運動取り組んでいただいていると思いますので、3月、よろしく願いいたします。以上でございます。

梶原うつくし作戦推進課長 先般、県庁の中のイントラネットの掲示板に職員向けにお知らせをしております。また、18市町村全てにチラシ等も配布いたしまして、少なくともそれぞれ市町村の役場の皆さん、職員の皆さんには啓発、それから市民の皆さん、住民の皆さんへの啓発もあわせて行っているところがございます。御意見ありがとうございました。

衛藤委員長 これをもって生活環境部関係予算に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後0時2分 休憩

午後1時1分 再開

毛利副委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより商工労働部関係の予算の審査に入りますが、説明は主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

商工労働部関係予算

毛利副委員長 それでは、商工労働部関係予算について執行部の説明を求めます。

神崎商工労働部長 第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち商工労働部関係について御説明いたします。

資料としてお配りしております平成30年度商工労働部労働委員会予算概要、こちらの冊子になります。こちらの冊子の1ページをお開きください。まず、30年度の商工労働部予算案の全体像について御説明いたします。上の表の中ほど、商工労働部①をごらんください。予算額ですが、表の左から3列目の予算額A欄にありますとおり、人件費が21億3,937万円、事業費が502億1,350万6千円、計ですが、523億5,287万6千円となっております。これを右から3列目の29年度当初予算額(B)の計503億1,809万1千円と比較いたしますと、その右にありますように、2

0億3,478万5千円の増でございます。この増の主な要因といたしましては、IoTやドローンなど、大分県版第4次産業革命OITA4.0の加速や小規模事業者への支援強化や人手不足対策、今後の企業進出に対応するための企業立地促進等基金積立金の増によるものでございます。

次に、同じページの下を表をごらんください。県の一般会計予算額に占める商工労働部予算額の構成比です。上段の30年度当初予算額で見ますと、左から3列目の計欄にありますように、8.5%となっております。

続きまして、資料の7ページをごらんください。7ページになります。商工労働部予算案のポイントです。現在の緩やかな景気回復の動きを確かなものとする必要があるとともに、人手不足が大きな課題となっております。こうした状況を打開するため、商工労働部ではOITA4.0を加速し、県政推進指針に掲げる多様な仕事を創出する産業の振興と人材の確保に取り組んでまいります。

それでは、来年度の個別事業について主なものを御説明いたします。

まず、最初に、12ページをお開きください。小規模事業支援事業費12億8,369万6千円です。この事業は商工会、商工会議所が行う相談、経営支援や創業の支援などを行う経営改善普及事業などに要する経費を助成するものです。近年、地域の購買力の低下や経営者の高齢化、人手不足など、小規模事業者を取り巻く環境は変化をしています。商工会、商工会議所がこうした新たな課題に対応した伴走型の支援を的確に行うことができるように経営指導員の設置基準を見直し、指導員を増員します。また、事業者の多様なニーズに機動的に対応できるよう、補助員等の職種を見直し、経営支援員を新設するほか、60歳を超える経営者に対する事業承継診断を促進するために推進員を設置します。こうした取組により、地域経済や雇用、活力を支えている小規模事業者の持続的な発展を後押ししていきます。

続きまして、18ページをお開きください。

中小企業金融対策費、いわゆる県制度資金に関する予算357億9,583万4千円です。中小企業・小規模事業者の資金繰り支援には引き続き万全を期す必要があるため、来年度の県制度資金の新規融資枠については、19ページの事業概要欄の表の一番下、計の右側にありますとおり、今年度と同額の700億円を確保しております。

また、新たに二つの資金を創設することとしております。一つは前の18ページの事業概要欄の表の下から2番目、災害復旧資金です。従来の地域産業振興資金災害復旧融資を見直し、保証料率の引き下げなど、より一層の利用者の負担軽減を図るために創設するものです。もう一つは表の下から6番目、これもマル新と書いておりますけれども、事業承継資金です。これは事業承継の際に必要な資金調達を支援するため創設するものです。

続きまして、少し飛びますが、35ページをお開きください。35ページになります。事業名欄の上段、ドローン産業振興事業費5,508万3千円です。この事業は昨年6月に設立した大分県ドローン協議会等と連携してドローン産業の振興をさらに加速するものです。具体的にはドローン機器の開発を引き続き支援するとともに、本県の取組を県内外にアピールするドローンイベントを開催します。また、今月9日に佐伯市宇目で行った宅配サービスの実証実験の結果も踏まえ、実用化に向け実証実験をさらに進めていきます。加えて産業科学技術センターに整備する先端技術イノベーションラボの活用推進などに取り組めます。これらを進めることにより、さらなるドローン産業の集積を促し、西日本随一のドローン産業の拠点化を実現したいと考えております。

続きまして、38ページをお開きください。事業名欄の上から2番目の医療機器産業参加加速事業費4,005万5千円です。この事業は県内企業の医療関連産業への参入を支援するものです。医療分野にとどまらず、看護、介護、福祉分野にも支援対象を拡大しているところで、来年度は研究開発補助をはじめとする製品

開発支援を拡充することとしています。

続きまして、また少し飛びまして54ページをお開きください。姫島ITアイランド構想推進事業費8,030万1千円です。姫島村においては島外への人口流出が進み、新たな雇用の場の創出が喫緊の課題となっている中、今年度新たにIT企業2社を誘致しました。この姫島ITアイランド構想では、さらなる企業誘致に向けコワーキングスペースなどの基盤整備や進出企業を中心とした先駆的なプロジェクトへの助成、IT関連のイベント開催などを行い、ITアイランドとして姫島のブランディングを図っていくこととしています。このように、姫島村で事業を集中実施することにより、進出企業の定着とさらなる人材の呼び込みを狙うと同時に、OITA4.0に挑戦する大分県を象徴する事例をつくり、県全体の産業活力の創造につなげてまいります。

続きまして、60ページをお開きください。観光関連消費拡大支援事業費2,430万9千円です。観光関連産業は域外の消費を取り込むことができ、幅広く消費と雇用を生み出すことから、おんせん県おおいたを支える重要な産業の一つです。今年の国民文化祭・全国障害者芸術文化祭や来年のラグビーワールドカップ2019など、今後、大きなイベントが続きます。また、来年夏にはANAインターコンチネンタル別府リゾート&スパが開業することから、国内外からの多くの観光客、特にこれまで少なかった外国人富裕層の来県が見込まれます。このため、進出するインターコンチネンタルホテルと連携した外国人富裕層向けの体験型サービスの開発や土産物品の販売強化など、観光関連事業者の取組を支援することにより、観光誘客による県経済への波及効果の拡大を高めてまいります。

続きまして、69ページをごらんください。69ページの事業名欄の一番上ですが、企業立地促進事業費12億1,147万9千円です。この事業は誘致企業に対して投資額と雇用人数に応じて補助を行うものです。平成29年度の本県における企業誘致の状況は、2月末時点で

51社となっており、過去最高を更新している状況です。今後も戦略的な誘致活動を行い、これまで集積の進んでいなかった地域も含め企業誘致を進め、地方創生の実現を図ってまいります。

続きまして、75ページをお開きください。事業名欄の一番上、働き方改革推進事業費1,486万1千円です。来年度は企業における実践リーダーの養成や企業への専門家派遣を行うほか、新たに経済団体と連携して経営者を対象とした勉強会を県内各地で開催し、働き方改革に向けた取組を県内全域に浸透させます。また、昨年8月にまとめたおおいた働き方改革共同宣言の目標、四つございますけれども、これを達成するように引き続き取り組みます。

また、働き方改革とあわせて県内企業の人手不足対策にも取り組みます。県では平成31年度までに県内での就業就職者数1万8,500人の確保を目標に掲げて取組を進めており、今月5日には追加の対策も好評したところです。若年者に対しては、学生に加え保護者や教員へのアプローチを強化します。具体的には、高校生の保護者に対する企業説明会や県内企業と理系大学教授の情報交換会を新たに開催します。また、学生に対しても近年増加傾向にあるインターンシップの実施を容易にするためのマッチングサイトを創設します。女性やシニアについては、働く意欲がありながら就職に踏み出せない方への後押しが必要です。女性に対しては在宅ワークの普及促進に加えて、女性向け合同企業説明会を開催します。また、シニアに対しては就職面談会の回数を増やすとともに、職場見学会の実施などにより就職を支援してまいります。今後とも働き方改革による職場環境の改善を進めるとともに、多様な担い手の確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上で商工労働部の主な事業の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

毛利副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を

受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔明瞭に答弁願います。

事前の通告者が9名おります。時間も限られておりますので、円滑な進行に御協力を願います。

順次指名してまいります。

桑原委員 予算概要35ページ、工業振興課所管事業、ドローン産業振興事業について質問します。

県は佐伯市宇目でドローン宅配の実用化に向けた実証実験を行いました。単なる実験で終わりにするのではなく、商業ベースで実用化しようとするならどのような課題を克服しなければならないと認識しているのでしょうか、お答えください。

工藤工業振興課長 お答えいたします。

今回の佐伯市宇目における実証実験でございますが、実際の宅配サービスで注文を受ける10キロ程度の重量物の輸送と地形の複雑な山間部における山越えの飛行について第一弾の検証を行ったものでございます。今後の実用化に向けては飛行距離の延伸、あるいはそのための通信手段として携帯電話網の活用、離着陸時の安全対策などが課題と考えております。これらの技術的課題をクリアしながら制度面の制約やコスト面から採算性なども分析、解決を図りまして、メイド・イン大分のドローン宅配システムの実用化と各地の宅配サービスへの展開を目指したいと考えております。

桑原委員 佐伯市で実証実験していただいたということで、市民のほうも非常に期待をしているところであります。今後、実用化に結びついて佐伯市のいわゆる買い物弱者とかの助けになること強く望んでおります。

それで、今、課題述べていただきましたけれども、離着陸時の安全性ということが述べられましたけれども、やっぱり飛ぶものですから落下し得るっていうところが最大だと思うんですね。例えばドローン自体の故障、ハッキングというものもありますね、あとはバードストライキング、盗む目的での追撃など、こういったことが考えられております。宇目では全国初となる10キ

ログラムの規模の輸送、試みておりますが、積載重量が大きいということは宅配の利便性を高めますが、他方でドローンの重量も大きく、落下事故のリスクも高くなります。もともと飛行ルートに人が住んでいなければ万一落下しても人身事故という最悪の事態を回避できる場所でもあります。そういう意味で考えれば、離島への運送にドローン宅配を使うっていうことは、これは何ぼか安全性が高いと。盗み目的というのありましたけれども、海上では物が沈んでしまいますので、そういうものもないところだと思えます。

県は現在、姫島ITアイランドなど離島サテライトオフィスの整備を推進していますが、離島の場合は物流を海上運送に依存することになり、時間もコストもかかりますので、ドローン宅配のほうに優位性があります。楽天、アマゾンなどネット通販大手は既にドローン宅配の実証実験を終えており、こうした企業の協力も得て離島サテライトオフィスへのドローン宅配の実用化ということを提案したいと思えます。姫島に誘致した2社はいずれもIT企業でありますので、従業員はネット通販の利用にたけているはずで。姫島ITアイランド構想推進事業の資料には、全国に類のないモデル創出の必要ありとしており、また、先駆的な実証実験、技術開発への補助があげられていますので、ここにドローン宅配を加えることは事業の趣旨にかなっていると思っております。今回の予算では姫島ITアイランド構想推進事業及び離島等サテライトオフィス整備推進事業がドローン産業振興事業とは別個に策定されておりますが、縦割りの弊害を克服し、これらの事業を有機的に連携させれば相乗効果が得られるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

工藤工業振興課長 確かに山間部で宇目で行った以外、県外の実験は海上輸送というのが結構パターンでございます。それは制約が少ないという、電波の障害が少ないということでやっておりますので、今回、佐伯市さんのほうが非常に協力的だったこともありまして、当初、大入島等の活用も考えたわけなんですけれども、今回、

宅配事業、宇目町が従来から非常に困っている、採算面で困っているという背景もありまして、山間部で実験したものでございます。

姫島アイランド構想には、この道路案は入っておりませんが、将来的には、さっきおっしゃったようなIT企業もございますので、地元の理解を得ながら、そういうことが可能になれば、当然、姫島の実証実験も考えられるかなというふうに思っております。

田北情報政策課長 委員おっしゃいました姫島ITアイランド構想の中の、事業の中の先駆的なプロジェクト実施への費用補助ですね、こちらにつきましては、姫島に立地していただきました2社が中心となって、地域課題等を解決するプロジェクトをするための支援でございます。これは今から公募をかけていくということなので、ドローンを排除しているわけじゃありませんけれども、立地企業が提案するプロジェクトに対しての支援ということで、予算をお願いしております。以上でございます。

桑原委員 もう要望にとどめますけれども、やっぱり実用化までこぎつけるためには、さきほど申し上げましたけれども、離島であると、今の海上輸送に対して、かなり優位性があると。そこで、採算性も出てきますので、やはり企業にそういう利点がないと、実用化までなかなかこぎつけない。

姫島であると、そういう利用する方が今多いんじゃないかなという、そういう実証実験の間の頻度というのも、多分、上がるんじゃないかなと思いますので、そういうものが積み重なってやっと実用化、そして、佐伯の宇目とか大入島とかにもつながるものと思っておりますので、考察いただいて、進めていただければと思います。お願いいたします。

土居委員 概要の58ページです。生きがい消費型商店街等支援事業についてです。

生きがい消費型と生活支援型、細かく分かれていますけれども、この内容についてお伺いしますし、これは一緒に使えないのかどうかについても、お伺いします。

また、29年度は、がんばる商店街総合支援

事業という事業名でしたけれども、等がついています。生きがい消費型商店街等、この等は、生活支援型もあるよという等なのか、その等についてお伺いします。

森山商業・サービス業振興課長 生きがい消費型商店街支援事業について、御説明いたします。本事業は、2種類の商店街の取組を、市町村と連携して支援する事業でございます。

まず、一つ目の生きがい消費型商店街支援事業につきましては、近年増加するインバウンドをはじめ、・・・外からの誘客を取り込み、消費拡大を目指す生きがい消費型の商店街に対して、将来ビジョンの策定や、ビジョンに沿って行うインバウンドへの町歩きツアーのルート開発、おもてなしカフェの整備といったその取組を、新たに重点的、継続的に支援するものでございます。

もう一つの生活支援型商店街支援事業ですが、これは、多くの商店街が地域住民のコミュニティとしての役割を担っているということですから、地域住民の生活を支える生活支援型の商店街に対しても、これまでと同様に、高齢者向けの健康講座や休憩所の整備、各個店の店主が、製造技術や商品のこだわりなどを、地域の子供や来街者に伝える講座まちゼミ、こういったものの実施について、取組を支援していくものでございます。

こういう二つの型の商店街に対して、支援を行いますことから、この事業名を生きがい消費型商店街等支援事業としております。以上でございます。

衛藤委員長 よい、いいですか。

堤委員 お疲れさまです。12ページの小規模事業支援事業費、さきほど、部長のほうから説明がありましたけれども、小規模事業者は、やっぱり税務だとか記帳だとか、経営分析等で営業、何とか伸ばしていきたいというように思っているんですけども、個々に、どうやってその指導員とかがかかわっていくのかという、伴走型として活動していくのかということ、少し具体的に教えてください。

69ページの企業立地促進の関係ですね。今

回12億円の予算ですけれども、製造業などの企業立地に12件、大規模投資等に1件の予算というふうになっているんですけれども、これによって、その従業員の数はどうかと。

また、協定書には正規雇用という取り決め、常用雇用ということになっているんですけれども、県として、その期限の定めのない雇用に、どういう形で指導していくのか、これによる地域経済効果というのはどうかということですね。

次が、18ページの中小企業金融対策費、融資ですね。

これ、いよいよ4月から信用保証制度の不況業種を指定する、セーフティーネット保証5号の10割保証が8割に下げられるんですけれども、以前から少し、非常に危惧しているんですけれども、貸し渋りの問題、各金融機関に対してどのような指導をされているのかということ。

最後に、91ページの流通業務団地造成事業特別会計のほうですね。

これ、財産収入で6億2,489万円が計上されているんですけれども、この数字はどういう数字かという点について、お伺いをいたします。

大友商工労働部参事監兼商工労働企画課長 私から、1番目の小規模事業者支援について、お答えをいたします。

昨年の12月に、小規模事業者の持続的な発展を図るという観点から、条例の改正を行わせていただきました。今回の予算におきましても、いろんな支援策を盛り込みましたし、今回のこの事業についても同様の拡充をさせていただいております。

小規模事業者の支援につきましては、平成26年の6月に、小規模支援法というのが改正をされました。この中で、各商工会、商工会議所というのが、個別に経営発達支援計画というのをつくって、どういうふうに事業者に対してアプローチをしていくかというのを、計画をつくっております。現在、13の商工会、商工会議所でこの計画が策定されております。

まずはそういったことで、ここのベースになるこの計画を各27、商工会、商工会議所につくっていただくということを進めております。

その中で当然支援を進めていけば、いろんなアプローチをする段階で、マンパワーが不足するとかいうこと、ノウハウが必要になってくるということで、今回、指導員について、127名から133名ということで拡充をさせていただいております。

あわせて、当然、資質の向上も重要になってまいりますので、商工会議所にあつては、特にその人事が入ってからやめるまで同じ商工会議所といったこともありますので、人事交流を進めたり、研修を強化していったりということをやっていききたいというように思っております。

条例を改正する際に、いろんな課題もありました。新商品の開発サービス、販路開拓であったりとか、マネジメントの問題、あるいは人材の確保、育成、事業承継ということも課題になっております。

あわせて、昨今、さきほどのマネジメントにも関連しますが、ICTの活用であったり、あるいは働き方改革、人材確保につながる働き方改革というのも重要になってきますので、さきほど、指導員の充実ということとあわせて、経営支援員というふうなものを新設するようにしております。

これまで、いわゆる指導員の補助だけやっていた方としての補助員、あるいは、記帳、税務指導だけやっていた記帳専任職員、こういった方々がいますので、そういった職種を垣根を越えて、いろんな対応ができるようにすることによって、時間的な余裕もできますので、そういったマンパワーも活用しながら、さきほどの経営発達支援計画に基づいて、小規模事業者にしっかりとアプローチをしていきたいというように思っております。そういったことを、県としてもしっかりとサポートしていきたいと思っております。以上でございます。

河野企業立地推進課長 企業立地促進事業について、お答えいたします。三つございましたが、まず一つ目、従業員数でございます。

平成30年度の補助金交付予定企業で予定されている雇用者数は、全体で1,046人となっておりますが、このうち、製造業等の12社

につきましては、従業員数が428人となっております。この中で、大規模投資促進事業、大規模投資等に、1社ございますが、こちらが80人ということになってございます。

続いて、二つ目の正規雇用でございますけれども、企業に対しましては訪問の際などに、可能な限り正規雇用を増やしていただくようお願いをしております。

当課におきまして、平成24年度から実施しております企業概要調査では、進出企業の従業員数に占める正社員の割合は、年々増加傾向にございまして、今年度の調査では90.1%と初めて9割を超えました。この数字は、地場企業の割合より、約1割ほど高い数字となっております。

続いて、三つ目の地域経済効果でございます。

平成30年度の補助金交付予定企業による投資額は、約320億円を予定しております。まずはこの投資によりまして、工場建設等の関連事業と発生や、税収増などの効果が見込まれるというふうに考えております。

また、この投資による新規事業が操業開始をすることで、地場企業へのビジネスチャンスも広がるものと考えております。以上でございます。

富田経営創造・金融課長 セーフティーネット保証5号の関連ですけれども、今回の改正につきましては、金融機関の支援の下で、経営改善や事業転換等のほうが促されるよう、月額保証は維持しつつ、保証割合を100%から80%に改正するものですが、基本的には貸し出しに際し、保証制度とプロパー融資の組み合わせにより、金融機関等保証協会が連携して、中小企業を支援していくものと認識をしております。

また、仮にメインバンクが十分な融資を行えない場合には、保証協会が他の金融機関を紹介するといった取組も、行うこととなっております。

県としましては、中小企業サポート推進会議の中で、金融機関や商工団体等と話し合いをしながら、中小企業・小規模事業者に対する円滑な資金繰り支援をするよう、お願いをしている

ところでございます。

なお、中小事業者向けの資金繰りを支援します小口零細企業保証につきましては、100%保証を維持しつつ、保証枠が2千万円まで拡大されることから、来年度の県制度資金の融資限度額についても、同額まで拡大をさせていただきたいと考えております。以上です。

河野企業立地推進課長 流通業務団地造成事業特別会計についてでございます。

財産収入の内容でございますけれども、流通業務団地造成事業特別会計で計上しております財産収入は、大分流通業務団地の分譲に係る土地売買代金でございます。

大分流通業務団地の未分譲区画は、26区画ございまして、現在、その多くが商談中でございます。このうち、平成30年度に分譲が期待できる6区画の土地売買代金を、財産収入として計上しております。引き続き、早期分譲完了に向けて、努力をしていきたいと思っております。以上でございます。

堤委員 分かりました。

経営指導員について、伴走型で、結局、小規模事業者だから、なかなか会議所、商工会に行けないような方で、ちょっと来てほしいと言われた場合でも、そういう指導員なり支援員さんが、記帳だとか、またはその経営のアドバイスだとか、そういうところまで事細かくされるのかなということ、ちょっとお伺いをいたします。

それと、企業誘致の加味の関係やけども、これ正社員というふうにとっていいわけね、90.1%というのは。そうすると常用雇用のこと、それとも、正社員と言われる、期限の定めのないずっとやれると。最近、ほら、労働法制の改正から、3年と5年で一応切らないかんとかいうようなのあるじゃないですか。それと全く違うというふうに認識をしいのかということ、もう1個は。

それと、流通業務団地、これは補正でも15億の売却が決定された、補正で収入こうされて、今回、6区画が売れるということで、これは本当に河野さん先頭に頑張って売却でこうやった

んだらうなと思うんだけど、その6区画というのは、ほぼ確定ということで見ておっいていんでしょうかね、確定という。間違いなく財産収入が入るといふ、そこの・・・ちょっと教えてください。

大友商工労働部参事監兼商工労働企画課長 小規模事業者の伴走型支援ということですが、これまでもいわゆる、よく言われておりますけど、中小企業の99%が中小企業で、そのうち20人以下が小規模事業者ということで86%あります。そういうふうには、企業そのものも体質が違ったりしております。そういった意味で、記帳であったりとか税務指導が必要な方々、それと、商品開発とかもっと前向きに必要な方々、それぞれあります。

そういった方々に対して、現時点でも、商工会の指導員さんというのは、年間3万回を超えるような指導を行っております。1人あたりにすると、大体指導員1人あたり300社、300回くらい回っております。そういった意味で細かい指導をしますし、さらに、その中で指導員がなかなかノウハウを持っていないといった部分については、専門家をまた一緒に連れていって、お話をすることもやっております。これが今700回程度あります。

そういった意味で、いろんな細かい部分に、声をかけていただければ、指導員としてもそういう使命感を持ってやっておりますので、十分な対応ができるんじゃないかというように思っております。以上です。

河野企業立地推進課長 調査の雇用形態についてでございますけども、今回、この調査について調べたのは常用雇用ということにしておりまして、これには正規雇用だけではなく、非正規雇用も含まれております。

それから、6区画、今年度の6区画について、確実に収入として見込めるかということですが、まだ正式な契約は結ばれていないものはございます。2件、3区画については、今回議決をいただいた上で、契約をして、収入が見込めるということになりますので、議決後入る分が3区画、残り3区画については、既に入

っておるものがございます。以上でございます。
衛藤委員長 堤委員、いいですか。

堤委員 はいはい、結構です。

小嶋委員 2点、お伺いたします。

1点目は、34ページ、継続事業で、新規事業ではないんですが、以前一般質問でも質問させていただきました知的財産に関連して、創出支援事業ですね。ここに知的財産マインド醸成事業費ということで130万円ほど計上されております。金額的に大きいわけではありませんが、私が伺いたいのは、中小企業の皆さん方が知的財産を創出し、これを登録をするということなども取り組まれているわけではあります、大分県はまだまだ、何と申しますか、登録が少ないという傾向にあるちゅうのは、昨年質問のときにも分かっておりましたが、実は、高校でも、特許の取得に至る場合もあるという、去年かおととしてしたか、その前か、大分工業高校で特許申請をしたということで、議会でも、勉強会に来てもらったりとかしたわけですが、その際、非常に手続はすごく難しいということと、それから費用もかかるということなどもあって、どうしても限界を感じるころがありました。ですから、中小企業のみならず高校等でも、そういうことで勉強してやろうという意欲がある分については、何らかの形でマインド創出、醸成ということも関連をさせて、支援をするということが不可能なのかどうかについて、まげてお伺いをしたいと思います。

それから、36ページに関連すると思うんですが、エネルギー関連産業成長促進事業費ってありますね。

ここで伺いたいのは、水素エネルギーの開発に係る事業費が、この中にどれくらい計上されることになっているのかなということですね。毎年3、100万ほど、大分県エネルギー産業の企業会、負担金、払っておりますが、先般、OBSでしたか、水素エネルギーに関して、工業振興課かな、の職員も一緒に山口県まで出かけていって、これ、いいねいいねという話を聞いてきたと思います。

今後、やっぱり地球温暖化ということは、余

り商工労働部関係ないのかもしれませんが、我々としては、社会としては、地球温暖化がさらに進んでいる中で、水素エネルギーに対する期待というの、物すごく大きいというふうに思いますし、福岡とか宮城とかそういう県を挙げてやっているようなところも、だんだん出てきているわけでありますから、大分県も、まだまだ需要はない、あるいはターミナルがなかなかつくれないという事情は、あるのかもしれませんが、他と肩を並べるぐらいに、今後さらに、水素エネルギーの開発については取り組んでいただきたいという思いも持って、そういった事業はこの中にどのくらい含まれるかを、お尋ねしたいと思います。以上です。

工藤工業振興課長 まず、知的財産創出支援事業についてお答えいたします。

県では、本年度から、高校生を含む県内の優秀な特許出願案件を検証する特許チャレンジコンテストなるものを実施しております。これに入賞したのものには、特許出願や審査請求に係る費用相当の賞金を授与しておるところでございます。

本年度は、高等学校からの応募はなかったのでございますけれども、次年度以降は、また制度のPRを積極的にやっていきたいというふうに思っております。

また、大分県発明協会で、知的財産教育事業といたしまして、専門家による県内高等学校への出前講座を実施しております。本年度は、舞鶴高校の1年生に対しまして、身近な食品に関する特許や商標等について、講座を実施したところでございます。

さらに、国レベルでも文部科学省等の主催によりまして、パテントコンテストというものがございまして、受賞案件に対しましては、弁理士のアドバイスに加え、特許出願等に必要となる費用の全額を主催者が負担しております。これには、過去に、大分工業高校あるいは日本文理大学附属高校が受賞しているところでございます。

なお、30年度におきましては、県の新たな知的財産総合戦略を策定することにしております。その中でも、学校教育における地財活動の

さらなる活性化策を検討したいというふうにご考えております。以上でございます。

失礼しました。エネルギー。エネルギー関連成長促進事業費について、水素関連の事業内訳はということでございますけれども、水素社会の到来に向けた、水素関連産業の事業化支援といたしまして、大分コンビナートから大量に発生する副生水素を有効活用するための技術開発を促すというような目的で、補助率3分の2、補助上限1千万円の補助事業を実施する予定にしております。

また、水素の製造から輸送、貯蔵、利用までのサプライチェーンの各段階における事業参入を模索するワーキンググループによる検討、これ、さきほど、委員おっしゃいました視察なんかも一環でございます。でありますとか、これまでに開発した新技術、新製品の展示会出展支援等も行なってまいりたいというふうにご考えております。以上でございます。

小嶋委員 ありがとうございます。特に、水素エネルギーの関連につきましては、今後、我々というか私も、しっかり勉強させていただいて、調べさせていただきたいと思いますが、今後、さらにいろいろ開発ができるように、ぜひよろしく取組をいただきたいと思っております。以上で終わります。

守永委員 ありがとうございます。2点、質問させていただきますけど、まず、商工労働部・労働委員会予算概要の35ページ、ドローン産業振興事業費についてなんですが、産科センターにドローンの実証実験施設が整備されて、これから地場企業と連携をし、さまざまな開発に取り組むというように思うのですが、ドローン産業そのものの展望について、大分県としてどのように考えているのか、お伺いします。特に、地場中小企業において、どの規模での事業化なり、雇用の創出なりに結びつくのか、試算的なものがあれば教えてください。

もう一つが、予算概要36ページの、食品産業競争力強化事業費についてですが、この事業にかかわる企業数をどの程度見込んでいるのか、開発商品を何点ぐらい見込んでいるのか、お伺

いしたいと思います。

また、農林水産部で、大分魅力発信地産地消費推進事業として、地産地消商品開発コンテストを行ったり、またジビエ利用拡大モデル整備事業で、PR活動強化事業に取り組んだりしていますけれども、これらも中小企業との連携といった部分の観点があると思うんですが、これらの事業との連携といったものは考えていないのでしょうか、お伺いします。

工藤工業振興課長 まず、ドローン産業振興事業についてお答えいたします。

国内のドローンビジネス市場は、2020年には1,400億円を超えるという予測があるなど、今後の大きな成長が期待される分野だと考えております。ドローンの製造や操縦技術などで先端技術が存在し、中山間地や海岸部など、豊富な実証フィールドを有する本県は、さまざまな用途のドローン開発を行うには最適な環境でございます。ドローン産業の新たな集積を図り、西日本随一の拠点化を目指したいと考えております。

事業化につきましては、平成29から33年度までの5年間で、ドローンの機体や周辺機器、ドローンを用いるサービスの研究開発件数25件、従事者につきましては、製造業におけるドローン開発や製造をはじめ、土木建設分野における測量や、インフラの点検・維持管理、農業分野での農薬散布、映像などでの分野で、200人の創出を目指したいというふうに考えてございます。

続きまして、食品産業競争力強化事業についてでございます。

本事業にかかわる企業数につきましては、大分食品産業企業会の会員や、県主催の商談会等に参加する食品企業など、おおむね100社程度を想定してございます。

商品は、これらの企業の中で、バイヤー等マーケット側の助言に基づき、商品の改良を行うものを支援対象としておりまして、これまでのアンケート結果等を踏まえ、20商品程度を予定しております。

また、農林水産部との連携につきましては、

議員御指摘の事業に限らず、定期的に業務の関係課が情報交換や協議を行うほか、必要に応じて随時連絡をとり合っておりまして、現在も、ベリーツ、あるいはジビエの加工品の開発等にも、協力して取り組んでおるところでございます。

加えて30年度は、原料産地、加工事業者、求評商談会等に関する情報の蓄積と共有を図る新たなマッチングサイトを構築することとしておりまして、今後もさらに連携を深め、事業効果を高めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

守永委員 ありがとうございます。おおむねの概要等は、今、説明を受けて分かったんですが、大分県の地勢なり、環境、複雑な環境があるんで、さまざまな実験を展開するのに適地であるというふうに御指摘だったんですが、逆に言うと、そういう地形だけに、実用化に向けては非常に困難な環境なのかなというふうにも感じるんですが、大分県で開発した技術が、全国の各地で実用化されていく、そういった際に、大分県におけるメリットっていうのはどういうふうなものがあるのかなというのを、いま一度、ちょっと説明を加えていただければというふうに思います。

それと、農林水産部等との連携というのは適宜やっているというふうなことで、ぜひ積極的に展開をお願いをしたいと思っておりますし、やはり、農林水産部なんかで、一般の方々、高校生だとか一般の方々にさまざまな商品開発を募集をかける、農林水産部の取組はほとんど、調理の仕方とかそういった部分での商品化というものに近いのかなという気はするんですが、・・・製造工程を踏まえた商品化というのは、少し向きが違いかもしれませんが、いわゆる一般の方々が興味を持って参画できる、そういった中で育ってきた若者が、大分県に定着できるというふうに結びつけていただきたいと思いますし、その部門ではやはり、商工労働部での取組というのが大きな成果になるんじゃないかと思っておりますので、その辺、何かコメントがあれば、コメントいただいて、終わりたいと思っております。

工藤工業振興課長 実用化に向けては、むしろハードルが高いんじゃないかという御指摘でございますけれども、今回、佐伯の字目で実証実験やりましたけれども、あそこ、市も協力的でしたし、宅配事業やっております商工会も、非常に協力的で、実証実験やる場合は、近隣住民の合意だとか説明だとかに非常に骨を折っていただきまして、実験がやりやすいような環境をつくっていただいたというふうに考えておりまして、そういう意味では、そういう地域のまとまりがあるエリアにおいては、むしろこういう実証実験は行いやすいのではないかというふうに考えておりまして、採算面は確かに今後検証していかないといけませんけれども、日本各地にこういった条件の土地はあろうかと思っておりますので、ぜひ佐伯モデルということで、宅配事業は、今後いろいろ解決して、全国展開を図っていききたいというふうに考えております。

それと、食品の関係ですけれども、農林水産部のほうは確かに、一般の高校生とかのアイデアをコンビニ商品として、一定期間販売するような事業でございますけれども、委員おっしゃったように、一般の方々の嗜好だとか御意見が反映できるように、この事業は、むしろマーケットがバイヤー等の御意見を取り入れて商品改良するというようなことが、特徴の一つとなっておりますので、一般の方々の御意見は当然踏まえた上で、バイヤー等が御意見いただけるというふうに考えておりますので、その辺はまた注意しながら、ぜひ一般の方々受けするような商品開発を促していきたいというふうに考えています。

衛藤委員長 よろしいですか。

木田委員 ありがとうございます。予算概要の63ページ、県産加工食品海外展開支援事業費についてですけれども、今年度も、事業名は違うかもしれませんが、海外商談についてはお取組されていらっしゃると思いますので、今年度、海外相談会、参加された企業の数、あるいは海外の出展先であるとか品目ですね、その状況についてと、あわせて、今年度の海外商談会で、どれだけ商談が成立できているのかということ

を教えていただきたいと思います。

そして、新年度ですね、新年度予算でのこの海外商談会について、参加していただける企業の数であるとか、出展先、あるいは品目、どのようなものを想定しているのか、今年より増える見込みなのかどうか、教えていただきたいと思っております。

そして、各国ごとの商談先の、相手先の国との取引上の課題ですね、関税であるとか、検疫であるとか、あと、金融決済のところとか、そういったものでどういった課題があるのか、あれば教えていただきたいと思っております。

森山商業・サービス業振興課長 ただいま、県産加工食品海外展開支援事業について、3点御質問いただきましたので、お答えいたします。

まず最初に、平成29年度の海外での商談会の実績でございます。平成29年度は、中国、香港、台湾、シンガポール、ベトナム及びアメリカの六つの国、地域におきまして、海外商談会の開催や見本市へのブース出展、上海事務所や農林水産部と連携したプロモーション等を行いまして、累計で116社が参加しております。

出展した商品でございますけれども、日本酒、焼酎、梅酒といった酒類、クッキーなどの菓子製品、ドレッシング、しょうゆなどの調味料、ジュース、飲料水などとなっております。

成約状況でございますけれども、これは参加した企業からの聞き取りでございますけれども、これまで把握できたものが、合計で60件、約1,700万円となっております。

2番目の、30年度の海外商談会等の予定でございますけれども、30年度は現在のところ、香港の見本市、台湾の日系百貨店での物産展への出展、それから新たな取組として、ハワイの日系スーパーのバイヤーを招聘した商談会、これを開催するというところまでは、今予定をしております。

この三つで、参加企業はおおよそ30社程度の参加は見込まれております。

品目につきましては、今年度と同様のものを予定しております。

3点目の、取引上の課題についてでございます

すけども、まず共通課題として、外国語による書類とか商品ラベルの作成、あるいは原材料表示や添加物などの各国ごとに異なった規制があると、これらへの対応。それから、為替レートの変動、あるいは海外企業の代金回収、こういった決済の対応というものがございます。

個別の課題といたしましては、香港のように関税がなくて、検疫もほとんどの品目で制約がないという地域は例外といたしまして、例えば中国では、日本酒に関税が40%かかるという、ほとんどの加工食品の税率が高いと。それから、通関にも時間が要するためには、賞味期限が短いものは輸出が困難になっていると。また、台湾であるとかベトナムでありまして、やはり関税率が、どの加工食品につきましても高くなっておりまして、これが販売価格にはね返ってくるため、商品の競争力が求められていると。県内の・・・では、こうした課題が初めて輸出に取り組もうとする、その高いハードルになっているという状態でございます。以上です。

木田委員 どうも細かく教えていただきまして、ありがとうございます。今回の県議会のオセアニアの調査で、スーパーマーケットのほうにも調査に伺って、オーストラリアとかあっちのほうは、やっぱり検疫の課題というか、障壁というか、ゼイが大きいということで、なかなか大きな取引は難しいなということで、御指摘も向こうでいただいて、個別の外食産業とかそういったところと、地元のいい、本物志向のものを取引を成立させてはいかがかというような提案も、向こうでいただいたところでありまして、こういった海外商談会、新年度、30社程度の参加ということでございますけども、ぜひ、多くの企業がいろんな業種で、大分の地場の関係だと思えますから、そういった企業がぜひ多く参加できるようにしていただきたいと思えます。

費用に含まれないかもしれませんが、自主参加含めて、応募募って、やっぱり海外に実際見てもらうということが、大切だと思うんですね。私も、ボランティアで一回、フードエキ

スポじゃないですが、そういった展覧会にボランティアで行って、向こうの方と話すと、やはり向こうの、アジアでしたけども、かなり購買力は高いわけですね。高いお金を払っても、日本製品は興味があるし、買いたいという、あの場面というか、実際に体験していただくと、もっともっと大分の地場も、海外展開を図ろうという意欲が湧いてくるのではなからうかと思えますので、そういう自主参加含めて、ぜひ応募募って、多くの大分の企業の方に、やっぱり海外というかアジアとかへ、ぜひ出かけてもらいたいと、そういう呼びかけをしていただきたいと思います。考え方をお聞かせください。

森山商業・サービス業振興課長 30年度の海外商談会ですけども、さきほど、3件ほど今の予定を申し上げました。実際には、その後も、九州各県と連携した協議会を通じて、商談会を開催しようとか、あるいは、昨年まで取り組んでいたベトナムにも、また商談会を持ちかけようとか、それぞれまだこれから進めていきますので参加、出展を募る場面は多くなってくると思えます。

平成30年度の予算の中で、新たに事業者それぞれが、それぞれの海外戦略に見合った見本市の出展とか、商談会への参加を支援するための補助金を新設してございます。これで、県あるいはジェトロ、そういった支援、出展とか商談会を準備しているものについて、参加しようという企業に対して後押しができるように、旅費であるとか出展費用とか、そういった一部分を支援していきたいと、こう考えております。以上です。

森委員 それでは、予算概要の49ページ、情報政策課関連で、まず質問します。

豊の国ハイパーネットワーク運営管理事業費1億704万3千円のうち、新規に事業として上げられております、豊の国ハイパーネットワーク更改検討委託料1,200万円についてですが、豊の国ハイパーネットワークは、我が県の情報のインフラとして非常に重要で、根幹をなすものなんですけども、そのネットワークが抱える課題、また更新計画について、現段階で

分かる範囲で御説明をお願いいたします。

次に、60ページ、さきほど部長のほうから説明がございましたけども、観光関連消費拡大支援事業費2,430万9千円についてです。

インターコンチネンタルホテルとの連携等、今御説明もありましたが、今説明のなかった個店におけるキャッシュレス対応の啓発及び県産アートワークの展示1千万円、これについて御説明をお願いいたします。

続いて、71ページ、これは雇用労働政策課に関連する事業の質問ということで御理解いただきたいんですけども、外国人技能実習制度に関連するものです。

平成28年11月28日、技能実習法が交付、昨年11月1日に施行というふうになりまして、昨年1月には外国人技能実習機構が設立されて、技能実習の適正な実施及び実習生の保護を図るという目的で、その機構が設立されております。この外国人技能実習制度、いろいろ全国でも課題として上がっている部分もあるんですけども、この運用に関して、地域レベルでの関係機関の情報共有というのが、これからまた重要になってくるかと思いますが、その共有を図るための地域協議会を組織できるというふうに、制度的にされておるんですけども、それについて県の取組等について、現在の状況を教えてください。

最後に85ページ、大分の産業人材確保育成事業9,342万8千円について、この事業の委託先、教育訓練内容について、具体的に説明をお願いいたします。

田北情報政策課長 まず、豊の国ハイパーネットワーク更改検討委託につきまして、お答えいたします。

ハイパーネットワークにつきましては、光ファイバーケーブルで構成されております。光ファイバーケーブルの寿命につきましては、屋外で15年から20年と言われております。この豊の国ハイパーネットワークにつきましては、平成12年から15年にかけて敷設しており、最初に敷設したケーブルは15年経過しようとしております。このため、経年劣化による断線等が発生すれば、委員がおっしゃったよう

に、県や市町村の提供する住民サービスはじめ、行政機能に大きな支障を来すことになるかと考えております。

そこで、更新計画でございますけども、来年度は、ネットワークの現状調査を行いまして、ネットワーク全体の更新の必要性、そして早期に更新が必要な箇所の特定期等、現状把握をまず行います。あわせて、更新方法につきましては、二つ考えられると思います。引き続き、光ファイバー網を、県として所有し更新すると、二つ目が、民間通信事業者の光ファイバーケーブルなどを活用するという、二つ考えられます。

更新計画を立てるにあたりましては、更新費用に係る維持管理費も含めまして試算し、そして、費用対効果を鑑み、更新手法を検討していくこととしております。

本委託料は、その検討のための調査経費ということになっております。以上でございます。**森山商業・サービス業振興課長** 観光関連消費拡大支援事業について、具体的な事業イメージについて、まず御説明いたします。

本事業は、観光客が増加しているものの、地域にその消費が十分に取込めていないという状況にありますことから、滞在中の観光体験サービスなど、コト消費の面と、土産品の購入などといったモノ消費の両面で、観光消費の拡大を図っていくというものでございます。

具体的には、まず外国人の好みやニーズを把握しているインターコンチネンタルホテルのホテルコンシェルジュを招きまして、助言指導を受けて、体験型サービスの創出と・・・を図っていくと。それを、実際に観光体験サービスを行おうとする県内事業者に対しては、助成を行っていくと。

それから、インターコンチネンタルホテルというものを活用して、竹細工など、大分ならではの素材、技術を使った美術、工芸品等の情報発信を行う、富裕者層の購買意欲を高めようとする。

それから、ホテルや空港、観光地の土産品等に対して、観光客が好む商品セレクト、あるいはポップの必要性等についてセミナーを行い、

個別指導を通じて県産品の販売促進を図っていくという、それから観光消費を円滑にするためのキャッシュレス決済の普及にも取り組んでいくということで、モノとコト消費の拡大を図りながら、観光、誘客の効果を、県経済の一層の発展につなげていこうというものでございます。

個店におけるキャッシュレス対応の啓発という具体的な内容ですけれども、キャッシュレス決済というものが、外国からの観光消費を獲得する重要な要素になっております。既に大型店であるとか、高額商品を取り扱う店舗、インバウンドを意識した店舗などにおきまして、多くの店舗で何らかの対策を行っているという状況です。

しかしながら、依然として、クレジットカードの決済でありますと、機材導入であるとか維持の経費、手数料等がかさんで、現金決済に比べて利益が減少するのではないとか、あるいは、売上げが手元に入ってくるまでのスパンが長くなって、運転資金が回らなくなってしまうんじゃないかといったような理由で、導入をためらっている小規模な事業者も少なくないという状況にあります。

こういった未導入の店舗対策としては、例えば別府市では、西日本シティ銀行と連携協定を結んで、海外金融のデビットカードが、市内で使えるような対策を検討を進めていると。それから、商工会議所のほうでも、主に飲食店でございますけれども、対象に、安価なシステム等の導入の促進を図っている状況です。

県といたしましては、こうした事例を紹介しながら、キャッシュレス導入の必要性とか、売上げ増につながるといった導入のメリット、国の支援制度とか安価で導入できるシステムの紹介、こういったものを、商工団体や業者団体の会合等を活用して啓発をして、各個店での導入を促していくというものでございます。以上です。

後藤雇用労働政策課長 外国人技能実習制度の地域協議会の現在の状況について、お答えをいたします。

地域協議会は、技能実習生を受け入れている

地域ごとに、抱える課題等が異なっている中で、各地域の出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と、地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的としております。

この地域協議会なんでもございますが、全国8ブロック単位で開催をするということとされておりまして、九州ブロックは福岡労働局に事務局を置きます。構成員は、各県の労働局、福岡入国管理局、九州農政局、九州経済産業局、九州地方整備局、九州運輸局等の国の機関、それから外国人技能実習機構の福岡事務所と、九州各県及び各県の警察本部で構成をされるということになっております。

この地域協議会で取り組む事項、共有すべき事項として、3点示されておりまして、一つ目は、技能実習の適正化のための地域での課題の共有や、重点的に取り組むべき事項の協議、二つ目として、技能実習の現状を踏まえた制度運用上の留意点などの把握及び共有、三つ目として、制度の適正化に向けた業所管省庁、さきほど申し上げましたような省庁になりますが、省庁の出先機関、都道府県等の連携の確保及び強化ということを、以上3点を協議するというようにとされております。

第1回目の地域協議会ですが、平成30年の6月ごろ開催をされるという予定になっております。その後も毎年6月、年1回ですね、開催される予定というふうに聞いております。

県といたしましては、地域協議会での議論を踏まえて、技能実習制度の適正な実施の周知、啓発に努めていきたいというふうに考えております。

続いて、大分の産業人材確保育成事業の具体的な訓練委託先や、訓練内容等でございます。

この事業は、観光産業、建設産業、物流産業の人材の確保と育成を支援するために、技能習得から資格取得までの一貫した雇用型の職業訓練を実施して、就職につなげるものでございます。委託先は、観光、建設、物流の各産業ごとに、人材派遣会社などの民間人材ビジネス事業

者等を対象としたプロポーザル方式により、公募を行いまして、決定をしたいというふうに考えております。

訓練生は委託先と有期雇用契約を結んで、賃金を受けながら、座学研修と現場実習を組み合わせた訓練を行うということとしております。

具体的に申し上げますと、観光産業の座学研修では、業界の基礎知識を学ぶ研修に加えまして、おもてなし接客研修、英語などの外国語研修などを行うこととしております。建設産業は、建設機械運転技能などの技能講習や足場組立て作業などの安全作業教育を行うということとしております。物流産業においては、大型免許の取得や交通法令等の研修を行うということとしております。

現場実習につきましては、各産業ごとに関係業界団体と連携いたしまして、企業の現場で仕事を体験して、理解する実地研修を行うこととしております。

この事業を通じまして、各産業において即戦力となる人材の確保と育成を支援していきたいというふうに考えております。以上でございます。

森委員 ありがとうございます。まず、ハイパーネットワークについてなんです、更改をすること、更新することで、市町村の負担というのはあるのかどうかだけ、後ほどお答えください。

それと、さきほどの技能実習制度のお話なんですけれども、会派の調査でベトナムに先日行ってまいりました。その際に、あちらの送り出し機関のほうに調査に伺いました。

多くのベトナムの高校卒業したばかりの18歳ぐらいの子が、日本語を勉強し、そして希望を持って日本に入学するというような、本当にいきいきとした目で、いきいきとした顔をしていました。

彼らが日本に入ってきて、それぞれの職場、いろんな環境の職場もあるんでしょうけれども、それで希望を持ってきたのに、その希望どおりにならなかったというふうに肩を落として帰った実習生もおるといふような状況が、今あると

思います。

そういう中でやはり、これはしっかり県も現場の状況、大分にもたくさん技能実習生入ってきていますけれども、現場の状況をしっかり把握しなければならないと思いますし、これが、所管が雇用労働政策課だと思んですけども、県の窓口として、どこに相談に行けばいいかというのは、またその事業者なりもなかなか理解していない部分もあると思います。

ちなみに、雇用労働政策課のホームページから、外国人技能実習制度のページに飛ぼうとしたら、リンクがありませんというふうに今回なっていたので、そこも、ちょっとまた確認をお願いしたいんですけども、そういった意味で、県のほうも、しっかりこの技能実習の現状等の把握が必要じゃないかというふうに、私は考えているんですけど、その点についてコメントがあれば、よろしくをお願いします。

田北情報政策課長 豊の国ハイパーネットワークの更新にあたって、市町村の負担という御質問でございます。

豊の国ハイパーネットワーク、これは、23億円、総事業費かけて、延長490何キロやっております。この分につきましては、大分県の中央NOCから市町村のAPっていうところまで、その先は、市町村が独自にこのネットワークを敷いております。今考えておりますハイパーネットワークの更新につきましては、県分のみというふうに考えております。

ただ、またその実際更新するときは、当然、市町村も同じような時期にやっておりますので、連携をしながらとは考えておりますけれども、県分で、市町村はまた市町村という形で今考えております。以上でございます。

後藤雇用労働政策課長 今回の新しくできた法律は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律ということで、まさに目的が、この法律の名前はあらわしているという分でございますので、県として、この法律上の権限というものは、定めはないんですけど、包括的な管理団体等の認可権者という部分がございます、包括的な責務があるというふうな

こととされておりますので、地域協議会等も参加をして、その辺の情報共有したものを、庁内でももちろん情報共有をしていきたいと思ひますし、県内の技能実習の状況把握に努めていきたいというふうに考えております。

ホームページについては、すみません、確認して整備をさせていただきます。以上でございます。

森委員 ありがとうございます。

羽野委員 予算概要85ページ、大分の産業人材確保育成事業費について、お尋ねしますが、ただいまの森議員と質問がほぼかぶりまされたので、1点だけ、再度お願いしたいと思ひます。

冒頭、特に人手不足感が強い観光、建設、物流産業ということでやっていますが、この人手不足感の強さについて、どのように把握をされたのかお尋ねいたします。

後藤雇用労働政策課長 大分の産業人材確保育成事業ということで、これは、予算概要見ていただきますと、全額国庫支出金というふうになっておりまして、これ厚生労働省の事業に、県のほうで提案をして、採択されて実施をするという事業になっております。

この事業の組立てを検討する際に、旅館組合でありますとか、建設業協会、トラック協会などの関係団体と意見交換をさせていただきまして、人手不足の実態を伺ってきたところでございます。

さらに、毎月、有効求人倍率の発表がございますが、その中で、細かく職業別の有効求人倍率のほうがございまして、それを見ますと、建設関係、それから保安、これ警備等ですが、サービス関係、それから、運送・機械運転の順番での職種で、有効求人倍率は高いという状況になっております。

平成30年1月の職業別の有効求人倍率を見ますと、観光産業の中で、ホテル等の従業員が主な対象となります接客・給仕の職業で3.44倍、建設の職業で4.73倍、物流産業の主な対象となります自動車運転の職業で3.49倍というふうになっておりまして、1月の有効求人倍率が1.48倍ということでございます

が、それに比べて、かなり人手不足が深刻というふうに把握をしております。以上でございます。

羽野委員 分かりました。私、一般質問の中で、人手不足感の調査、最近のをちょっと示しましたけども、その調査では土木が、建設が10ポイントぐらい、ほかの業種に比べると高く、ほかのは全部50%超えているような状況だった、みんな人手不足感、九州は特にあったので、この三つの産業だけどうしてかなというふうに思いましたので、お尋ねしたところなんです。国が、全体として取り組むということであれば、それはそれで理解をします。ありがとうございます。

大友委員 ありがとうございます。私のほうからは、通告最後になりましたけれども、産業振興施策全般について、お伺いをいたします。

国内景気は、実質GDPが28年ぶりに8四半期連続でプラス成長となり、今後も緩やかな成長が続くと見られています。

1月の完全失業率は2.4%と、約25年ぶりの低水準を記録しています。県内経済も緩やかな景気回復を続けており、1月の有効求人倍率は、さきほど話出ましたけれども、1.48倍、3か月連続で過去最高を更新するなど、企業の手不足感引き続き強いものと思われております。

このような経済環境の中で、本県の産業をさらに振興させる新年度予算案における上程施策等を部長には御説明をいただきましたけれども、今後の本県の産業振興戦略について、今年度で退職をされる広沢審議監に、その考えをお伺いいたしたいと思ひます。

広沢審議監 ただいま、大友委員から、今後の本県の産業振興戦略について、御質問をいただきました。皆様も御存じのとおり、商工労働部では、2005年、平成17年から毎年、おいた産業活力創造戦略を策定し、産業振興施策の方向性をお示ししているところでございます。また、2009年、平成21年から、春、秋の県内企業500社訪問を開始いたしまして、企業や県民の皆さんの意見を戦略に反映している

ところでございます。

今回発表いたしました戦略2018においては、施策の3本柱といたしまして、中小企業・小規模事業者の活力創造、産業集積の進化と企業立地の戦略的推進、人材の確保・育成と多様な担い手の活躍推進を掲げているところでございます。景気が緩やかに拡大を続けている中で、本県の強みである産業集積の一層の進化を図ることや、これまで企業立地が進んでいない地域への誘致を進めるなど、戦略的な企業誘致に取り組めます。

また、大分県版第4次産業革命、OITA4.0の加速のために、IoTやAIを活用した地域課題解決型プロジェクトの創出など、他の地域に負けない先進的な取組を進めていくなど、足腰の強い強靱な産業基盤の構築を、今後とも進めてまいります。

一方で、人口減少社会のもとでは、人材の確保や小規模事業者の活力を、維持発展することが不可欠でございます。向こう3年間で、1万8,500人の県内就職者の確保に取り組めます。

また、地域経済、地域社会の維持のためには、小規模事業者の持続的な発展を支援する必要があります。商工団体の支援体制の強化や、事業承継対策を行い、景気変動にも対応できる柔軟で粘り強い産業構造づくりに取り組めます。このように、産業の力である本県の魅力、強みを十分に高め、地方創生の好循環を生み出すことが、今後の本県の産業戦略の基本と考えております。

2008年のサブプライムローン、リーマンショックによる世界的な金融恐慌から10年を迎えます。グローバル化により、世界経済がいつ、どのように劇的な変化を起こすかは、予想できませんが、本県経済がさまざまな変化に迅速に対応、そして発展するよう、今後ともしっかりとした戦略を策定し、着実に実行していきたいと思っております。以上でございます。

大友委員 引き続き、産業振興戦略頑張っていたきたいと思います。・・・審議会、大変お疲れさまでした。

先日、工科短大の卒業式に部長と一緒に出席してまいりましたが、そのときの話で、就職先が県内の就職というのが、若干伸びてきたという話がありました。その半面、入学する定員を埋めるのが、埋まるんですけど、なかなか御苦労されているということでありました。事業概要の79ページにもございますけれども、職業訓練費の中に、高等技術専門学校訓練費、入校生募集対策経費等の経費が上がってますけれども、こちらのほうも結構入学する人を集めるのが、結構御苦労されているんじゃないかなと思っておりますので、その辺もちょっと工夫が必要かなというふうに思っております。

人材確保というのが課題で、非常に力を入れていると思うんですけども、人材育成として、その育成すべき人の人材確保、人確保というのも大切になってきますので、またその辺もしっかり力を入れていただいて、本県産業がしっかりと幹を太くしていくように、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

また、審議監の思いを引き継いで、しっかり頑張っていたきたいと思います。以上です。
衛藤委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ここで、さきほど、堤委員への答弁に誤りがあったので修正をしたいとの執行部の申し出がありましたので、これを許します。

河野企業立地推進課長 さきほど、流通業務団地造成事業特別会計の中で、流通業務団地の来年度の6区画の収入についてでございますけれども、同じ平成29年度も、同様の6区画だったものですから、ちょっと混同しておりましたけれども、30年度の当初予算に計上しております6区画の財産収入というのは、やはりあくまで来年度契約ということですので、今後、その収入が見込めることになるわけですが、確実にどうかということにつきましては、現在引き合いのあっているものの中でも、かなり確度の高い6区画ということでございまして、見込みどおりの収入となるように、契約締結に向けて努力をしてみたいと思っております。以上でございます。

衛藤委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかに御質疑のある方は挙手を願います。

麻生委員 部長にお伺いします。

概要の48ページ、そして50ページにございます、地域情報の推進事業あるいは行政情報の推進事業についてになりますが、先日の一般質問の答弁で部長より、来年度からオープンデータに関する取組方針などを盛り込んだ官民データ活用推進計画を定めると、一歩進んだ答弁をいただきました、ありがとうございます。

この質問を申し上げたきっかけというのは、実は、公共交通に関して、公共交通機関の利用者数であるとか、1日あたりの路線別あるいは時間割り別、区間別利用者数とか、人口とか年齢とか男女別とか、北陸のライトレールトレインとか、ああいったものに、北陸の自治体は実に上手にああいったものを、民間が持つ、事業者が持つデータを活用して、事業計画を策定していらっしゃる。特に、オープンデータシティでは先進的な鯖江とか、そういったところが非常に早くから、10年以上早くじゃないかと思うんですが、その取組方針をまず明確にして、民間の方が情報提供しやすい方針を明確に打ち出して、片方向じゃなしに双方向でデータやりとりして、地域の事業者が稼ぐために必要なデータをうまく活用していたということがきっかけになったわけでありまして、ぜひこの部分について、先日の答弁では、医療と福祉施設の位置情報というようなことに限られたような部分しか答弁なかったんですが、これ、まさしくまち・ひと・しごとづくりの、地域がいかに事業主体、稼いでいくかという部分の情報を、官民でやりとりするということが、私は最も重要なことだろうと思うんですが、その点について今回の取組方針、オープンデータの活用含めて、基本的な部分についてのお考えあったら、ちょっとお示しいただければと思います。

神崎商工労働部長 オープンデータの取組方針について、御質問いただきました。

先日の答弁では、確かに議員おっしゃるとおり、医療施設とか福祉施設の位置情報と申し上

げましたけれども、あくまで例示でございまして、それ以外のもの、今議員がおっしゃられた交通関係の昇降客データ等々も、これ、民間データなので、どこまでどういう形で集めるのが適切なのかというのは、今後の議論かと思えますけれども、こういったことに限らず、幅広く情報を収集、そして提供できるような仕組みづくりを進めていきたいと考えておりますので、引き続き御指導のほうをよろしくお願い申し上げます。

麻生委員 ありがとうございます。鯖江は、聞いてみますと、ベンチャー企業の社長がいろんなアプリを開発する中で、正月に、一年に一日に一つ、地域のためになるアプリを開発するというので、その都市は366日あったので、366個、地域の役に立つアプリ、大分で言うと、例えば健康歩得とか、ああいったものを366個開発したというようなことで、そういったものをうまく使いながら、双方向のデータが今、物すごい情報として集まっていると。それを地域で稼ぐ方法にやっているということでもありますので、今回のいろんな事業の中で、例えば大分トリニータが、1万人というか3万人のキャパがある大銀ドームに、アウエーのチームが必ず来るわけですから、それで減免している1億円をしっかりと稼ぎというような視点も大事だと思うんですね。

だから、そういったような情報を、うまく収集しながら、まずそういう意味では、私は、大分トリニータというのは、三位一体でチームあるわけですから、ああいったところのアウエーからお見えになる方々が、どうやって来ているとか、あるいは、来て、どこで何を召し上がって、楽しんで、帰っていらっしゃるとか、そういったこともデータとしてうまく残って、それを地域に、稼ぐという視点の中で、県下の各市町村があのアウエー席の後ろにブースを持ってPRをするとか、地域特産を提供するとか、より具体的なものに結びつくようなことを、ぜひ取り組んでいけるようなデータとなるように、オープンデータ含めて、そういうところまで最終的には行くのがイメージでありますので、お

願いを申し上げておきたいと思います。終わります。

河野委員 ありがとうございます。すみません。2点お伺いしたいんですが、まず1点目が、産業科学人材ということで、一番基礎となるいわゆる若年層、これについて35ページ、科学技術振興事業費の中に、科学体験活動活性化事業費というのと、さらには76ページに、ものづくり人材育成推進事業費の中の、ものづくり体験教室開催委託料という形で、いずれも小学生程度に、さまざまな科学技術及びものづくり体験という形を推進して、関心を持ってもらおうという事業だと思うんですが、この辺について、体系的に例えば教育委員会等との教育プログラムの中との連携という形で、具体的にそういった自然科学あるいは科学技術に対する関心を高める取組というのが、体系的なのかどうか、その辺の実際の協議というのがなされているかについて、お伺いをしたいというのが1点。それからもう1点が、すみません、62ページにございます地域産業振興対策事業費及び伝統工芸品産業振興事業費についてお伺いをしたいんですが、先般、常任委員会のほうでも、ちょっと発言をさせていただきましたが、県内に今、全国でここしかないというような農産物を生かした工芸品が、実際にあると。そこが、もう非常に危うい状況になっていることについて、需要はあるけれど、なかなか量をこなせない、つくれないということで、非常に産地の皆様、困っているという現実の中で、さまざまな機械の改良、あるいはそういった更新というものに対する助成、プラス、さらにここで言う伝統工芸品の中で、竹細工等があるんですが、そこも非常に欧米等にも輸出できるような、いわゆる洋間の中に今はやりの日本の伝統的な畳というものを敷く文化というのが広がっている。その基本になっているのが、琉球畳という、実はこれ七島藪を使った、そういった製品が、いわゆる非常に需要は多いけれども、つくれないというお話を伺ってまいりました。そういったことから、積極的に、県内伝統産業という形で育成し、海外輸出品にも

育てあげられるものがあるのではないかと、そういった部分についての御見解をお伺いしたい。

工藤工業振興課長 青少年の科学技術に関する意識を変えようというような点で、教育庁との連携が、体系的に図られているかというようなことでございますけれども、具体的に事業名申し上げますと、大分市の竹町に、科学体験施設O-L a b oというものが、ございます。これ、教育庁の事業で、社会教育課が担当しておりますけれども、その講師等の選定にあたりましては、私どもも協力いたしまして、進出企業の技術者の方々と、講師として御紹介したりとかいうようなこともやっておりますし、あと、発明協会と、実行委員会形式で、第77回を来年迎える発明くふう展というのがございます。これ、全国展にもつながるんですけども、その作品の募集だとか審査にあたりましては、教育庁と連携して、作品の募集あるいは懸賞についても、連携をとってやっているというようなこともございます。

それと、私どもで発行しております、ものづくり発見ブックというような、県内企業のものづくり企業を中心に、県内企業の魅力を小学生にお伝えするような副教材みたいな冊子を、毎年改訂しております。それを県内の小学5年生を対象に配布しております。毎年、中身を検証しながら、今年につきましては、ドローンの話だとか、姫島ITアイランドの話だとか、そういった新しい要素を盛り込みながら、内容改訂いたしまして、教育庁を通じて、教材として活用いただいているというような状況でございます。以上でございます。

後藤雇用労働政策課長 ものづくり体験教室でございますけれども、これは、技能士会連合会に補助をいたしまして、各県内の小学校についても希望調査をしております。希望をいただくにつきましては、教育委員会と連携して事前に御希望をお聞きして、29年度は17校に対しまして、児童数が850名の方に、ものづくりの楽しさを体験をしていただくといった事業をしております。来年度につきましては、技能士会連合会、技能士さんの高齢化によって、地域技

能士会がかなり人数が減ってきているという状況もございますので、来年度は、これまでの方式ではなくて、各県内の商業施設等を活用して、よく目立つといいますか、技能に触れていただく機会を増やすという意味で、商業施設において、このものづくり体験教室を開催したいと思います。もちろんこれも、事前に希望をお聞きした上で、参加を募りたいというふうに考えております。以上でございます。

神崎商工労働部長 2点目の七島蘭の件でございますけれども、先日、常任委員会で議員のほうからお話いただいて、私、先週、七島蘭の生産者の方々とお話をまいりました。まさに議員おっしゃるとおり、今の生産能力だと一日1枚つくるのがやっとというので、今、農水省の補助金を使って、自動織機をより改良できないかというので、熊本のイグサの織機メーカーの人に来てもらって改良を今チャレンジしているというふうにおっしゃっておられました。

私どもとしても、その場で申し上げてきたんですけれども、何か、私ども産業科学技術センターでございます、あるいは最初のその織機をつくるときに、私どもが予算を出して、大分高専の生徒さんの研究という形でお手伝いした経緯もございますので、こういった御協力の仕方、そういう部分で、できることは何でもやらせていただきますということを申し上げてまいりました。

また、販路についても、クリエイティブ産業振興、私どもやっております。海外に売り出していくにあたっては、クールジャパンという、国のほうも押しているような施策もございますので、こういう海外の販路開拓についても、しっかり後押ししていきたいと思っております。

まずは、その生産のところをどう改善していくのかというところを、私ども全力で対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

河野委員 ありがとうございます。まず、1点目に関しましてですが、これは提案なんですけれども、20数年前、私、宮崎県に出張に行った際に、たまたまちよっと時間がありまして、

宮崎駅の周辺をちよつとろちよろしたときに、立派な宮崎県の施設がございまして、いわゆる自然とそれから科学技術の博物館がありまして、いわゆる社会見学で小学生が集まる、そういう場でございまして、大分県にこういう場、ないよねというのは、そのときからの印象でありまして、やはりそういった小さいときに、科学技術のすばらしさとか、未来の明るさというものに触れ合えるかどうかというのは、非常に大きな将来についての影響を与えるものではないかと思っております。その意味で、最近、自然科学及び科学技術に関する博物館の設置要請等も、県民の間で運動があるようでございます。その辺について、特に科学技術の振興という部分で、商工労働部、担っていらっしゃる部分でございます。もし御見解があれば、お聞かせいただきたいと思っております。

2点目につきましては、部長に早速行っただきまして、まことにありがとうございます。

しっかりと皆様の熱意を、私どもも生産者の皆様にお伝えしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

工藤工業振興課長 いわゆる科学館の建設に対する御要望があるというようなことで、以前、平成20年あたりでしたか、一時そういう御要望はいただいて、県としても、科学館建設について検討した経緯はございますが、そのときの結論としては、大きな箱物で大きな財政負担を抱えるよりは、ソフト事業で、さきほどのO-L a b oでもそうですけれども、ソフトの関係で、いわゆるワークショップ的な取組をたくさんやって、それを長く続けていくことが、子どもたちの科学技術に対する意識を深めていくというようなことで、大切じゃないかということで、今、さきほどのO-L a b oもございまして、県内各市に、少年少女発明クラブというのがございます。当時に比べて今、かなり各市の発明クラブも数も増えております。指導員の方々が、非常に熱心の方もいらっしゃいますので、現段階では、そういったソフト事業の発明クラブ等を通しまして、青少年の科学技術への意識の涵養というのを図っていきたいというふ

うに考えておるところでございます。

衛藤委員長 それでいいですか。

ほかに御質疑はございません。

ほかに質疑がないようでありますので、これをもって商工労働部関係予算に対する質疑を終わります。

—————→…←—————

衛藤委員長 以上で本日の審査日程は終わりました。

次回は明20日、午前10時から当議場で開きます。

これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。